

ごみ減量化施策
「家庭ごみ有料化」に関する検討報告書

平成 17 年 3 月

埼玉県清掃行政研究協議会

目 次

はじめに

- 1 検討の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 検討の内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (参考) 検討報告書の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第 1 章 家庭ごみ有料化の必要性

- 1 ごみ処理の状況について
 - (1) 増大したごみの排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 最終処分場の逼迫状況について・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) ごみ処理費用の公平性について・・・・・・・・・・・・ 6
 - (4) 増大するごみ処理経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 家庭ごみ有料化の効果
 - (1) ごみ減量効果が期待できる家庭ごみ有料化・・・・・・ 8
 - (2) 事業の事例分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (3) 家庭ごみ有料制のタイプ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第 2 章 家庭ごみ有料化検討手順別のポイント

- (参考) 家庭ごみ有料化施策導入の検討手順・・・・・・・・ 15
- 1 導入目的の明確化
 - (1) 導入目的の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 減量・リサイクル目標の設定・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 ごみ処理コストの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 有料化制度の設計
 - (1) 他自治体の事例調査・研究・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (2) ごみの減量化に関する住民意識調査の実施・・・・・・ 18
 - (3) 有料化対象品目の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (4) 有料制方式についての検討・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (5) 指定袋(もしくは指定シール)の価格等の設定・・・・・・ 20
 - (6) 指定袋(もしくは指定シール)についての検討・・・・・・ 23
 - (7) 二段階方式、超過量方式に関する留意事項・・・・・・ 26

4	関連する施策等の検討事項	
	(1)経済負担を軽減させるシステムの整備	27
	(2)減免対策の検討	28
	(3)違反者に対する対策	29
	(4)その他運営などに関する検討について	30
5	住民合意形成	
	(1)合意形成の必要性	32
	(2)合意形成方策	32
	(3)その他関連事項	32
	(4)家庭ごみ有料化の説明のポイント	33
6	その他の検討事項等	
	(1)税の二重取り批判	
	(及び地方自治法第227条との整合性)について	34
	(2)事業系一般廃棄物及び粗大ごみの有料化について	36
	(3)直接搬入ごみへの対応	37
	(4)収集運搬方法の見直し	37
	(5)奨励的手法の併用	37
	(6)家庭ごみ有料化導入後の課題、対応策	38

資料編

1	ごみ有料化に関する県内市町村アンケート調査結果	資-1
2	ごみ処理有料化実施自治体の事例報告	資-11
3	条例等参考資料	資-21
4	ごみ有料化検討部会会員名簿・検討経緯について	資-22
5	参考文献目録	資-24

はじめに

1 検討の趣旨

廃棄物処理法では一般廃棄物の処理は市町村の自治事務とされており、地域の生活環境及び公衆衛生を確保する観点から行われる公共サービスとして、その費用は租税によって負担されてきました。

しかし、この方式については、使い捨てを助長する、あるいは減量努力をする人としらない人で負担が不公平である、ごみの量が増大することにより、ごみ処理施設に過大な投資をせざるを得なくなるなどの指摘がなされています。

また、最終処分場の確保について、県内市町村が新たに建設することは困難な状況にあり、現在の処分場の延命を図るうえからもリサイクルの促進や環境意識の向上によりごみの排出量を削減することが大きな課題となっています。

このような状況のなか、家庭から排出される一般廃棄物に手数料を徴収することによる廃棄物減量の試みが、近年多くの自治体で行われるようになりました。また国においてもごみ処理を原則有料化する方針が確実となっており、循環型社会構築推進の観点からも、今後ごみ有料化への対応については避けては通れない問題になりつつあります。

家庭ごみ有料化の基本的な考え方は、処理費用を単に住民に求めることではなく、各種廃棄物のリサイクルの促進と併せながら、ごみ処理費用の一部を住民が直接負担することにより、住民の方々のごみ問題への理解を高め、ごみ排出量の削減を実現する制度として活用しようとするものです。

この報告書は、家庭ごみの有料化を導入するには何をすべきか。導入にあたって必要となる事項や成功するためのポイントについて、埼玉県清掃行政研究協議会ごみ有料化検討部会において検討した結果を取りまとめたものです。今後ごみの減量化対策として、家庭ごみの有料化について検討する際に、参考資料としてご活用いただければ幸いです。

2 検討の内容について

これまで報告されているごみの減量化対策として、主に家庭ごみの有料化や多種にわたる分別収集などの対策により大きな効果があらわれていると報告されています。

しかし、各市町村によって地域の特性や、分別の方法・種類、ごみの減量化に対するこれまでの取り組み状況など個々に条件が異なることもあり、どのような自治体においても適用できる体系的な手法として整理されていませんでした。

そこで、当協議会としては、ごみ減量化対策の中で効果が高く、既に多くの自治体が導入し、成功実績が多々ある家庭ごみの有料化について検討することとなりました。

なお、当協議会で検討する家庭ごみの有料化とは、粗大ごみを除く家庭ごみの収集にあたって、ごみ袋（またはシール）の指定を行い、何らかの形で袋（またはシール）の代金にごみ処理手数料を上乗せするものを対象としています。

従って、指定袋原価販売制や定額制については、本検討で取り扱う有料制の定義には含んでおりません。

また、家庭ごみ有料化に重点を置いて検討したことから、事業系一般廃棄物や粗大ごみの有料化等については、関連する範囲内での記述といたしました。

(参考) 検討報告書の概要

- ・最終処分場の逼迫状況を軽減
- ・処理費用負担の公平性を確保等

家庭ごみの有料化の検討

ごみの排出量に応じた価格づけを行うことにより、ごみの減量やリサイクルを進める意欲が働き、ごみ減量化効果が期待できる。

その仕組みや検討方法、成功するポイント等を調査検討し結果を整理。

検討の範囲

**家庭ごみの有料化
を重点的に検討！**

直接関連する範囲内での検討事項

- ・事業系一般廃棄物の有料化
- ・粗大ごみの有料化
- ・容器包装リサイクル法の見直し
- ・分別方法の見直し
- ・啓発事業など

調査・検討内容 県内市町村アンケート結果、協議会での意見を基に抽出

家庭ごみ有料化の仕組み

ごみ処理の状況、 制度の仕組みと効果
有料制のタイプ、 各手法のメリット、 デメリット

導入にあたっての成功するポイント

制度導入にあたって整備するもの、 ごみ処理コストの把握
制度の設計方法、 価格の設定、 補助対策の導入
導入にあたっての準備期間等

検討報告書の特徴

家庭有料化は、財政不足を補うために行うのではなく、住民の参加意識や自己責任意識を高め、排出者責任の明確化が進むことによるごみの減量化効果を期待する制度とすることを前提条件とし検討。

制度設計(袋単価の設定等)にあたっては、処理経費の一部負担額を目安に設定するのではなく、ごみ削減目標を達成するのに必要な価格設定に導くための設計案を提示。

先進事例から導き出したごみ減量化効果を高める制度として導入するための手段やポイントを検討手順別に整理。

第1章 家庭ごみ有料化の必要性

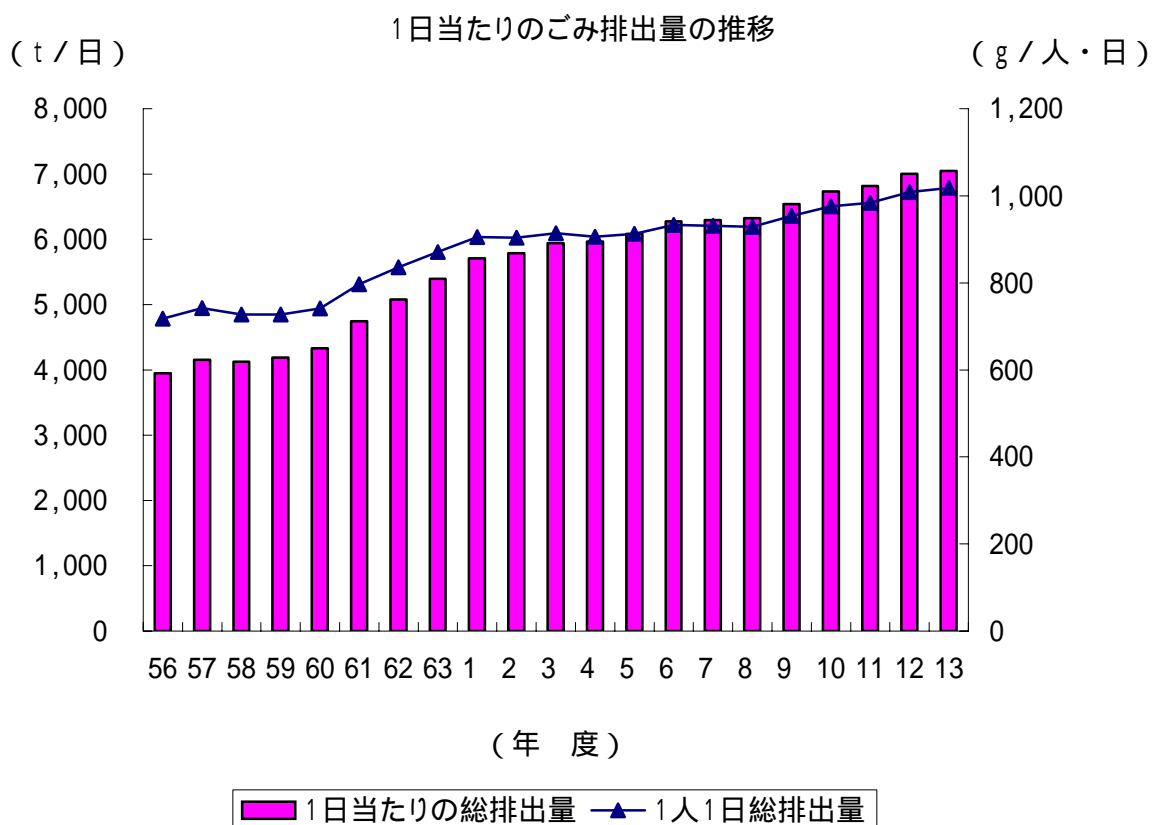
1 ごみ処理の状況について

(1) 増大したごみの排出量

埼玉県内で発生した平成13年度の一般廃棄物の総排出量は、約257万トンとなっている。これは、さいたまスーパーアリーナの約11.6杯分に相当する。

一般廃棄物の1人1日当たりの排出量は、昭和60年度前後から急激に増加した。その後、平成元年から平成13年度にかけては微増傾向にあり、排出量は増え続けている。

このため、ごみの減量化を図るため、効果的な廃棄物政策を展開することが急務となっている。



(2)最終処分場の逼迫状況について

埼玉県内では、年間約257万トンのごみ（一般廃棄物）が排出され、焼却処理施設などで中間処理された後、年間約33万トンが最終処分にまわっている。最終処分の内訳は、市町村が所有する自己処分場、県営処分場、県外にある民間の処分場へ、各々1/3ずつ、約11万トンが埋立処分されている。

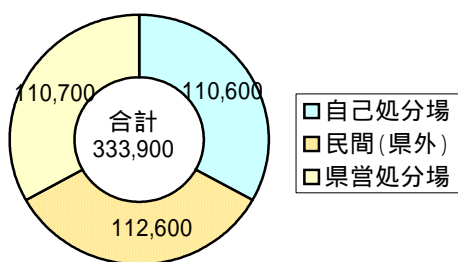
また、埼玉県は、内陸県であり市街化が進んでいることから、新たな最終処分場の建設が困難な状況にあり、約7割を超える市町村が自己の最終処分場を所有できていない状況となっている。

そのことから、埼玉県内の多くの市町村は、処分の多くを県外に依存しており、県外への最終処分を目的とした埋立依存量が全国一多い県となっている。

また、県外においても新たな最終処分場の建設にあたっては、困難な状況にあることから、近い将来、受け入れの拒否がなされないとも限らない。

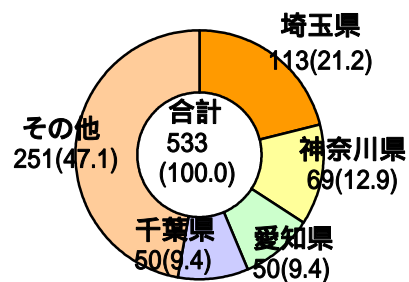
今後、ごみの排出量を大幅に削減させ、埋立処分量を削減し、最終処分場の延命化を図っていくことが必要である。

最終処分地の状況（一廃）



単位: 千t/年
出典: 埼玉県一般廃棄物処理事業の概況 (H13)

最終処分を目的とした広域移動の状況（一廃）



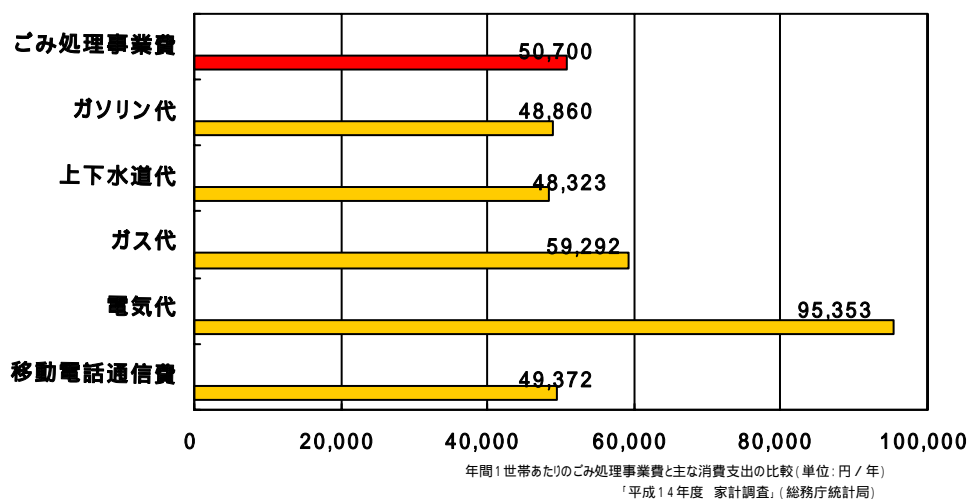
単位: 千t/年、()内は%
出典: 埼玉県一般廃棄物処理事業の概況 (H13)、環境省日本の廃棄物 (H13) から推計

(3)ごみ処理費用の公平性について

処理するごみの大部分が生ごみであった時代は、家庭から出るごみの排出量にばらつきはなく、無料で集め、行政サービスとして処理することが公平であり、伝染病予防といった「公衆衛生」の面からも行政が自治事務として行うことが公平であると考えられていた。

しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄という時代の変化に伴い、ごみの質が多様化し、ごみの量も膨大になっている。また、各世帯間でのごみの排出量も大きなばらつきが生じてしまっている状況にある。

ごみ問題が社会的な問題となり、抜本的な対策が求められるほど深刻化している時代に、「ごみは税金で処理するものであり、新たな費用負担はない」と認識していると、リサイクルしようとする意識や住民自らの減量行動の実践が働きにくくなる。また、現在のように税によってごみ処理費用を賄うことは、ごみの減量化に努力している人が努力していない人の分まで費用を負担していることとなり、公平性を確保できない制度となっている。



廃棄物の処理にはいくらかの経費がかかっているのか、統計データを基に見てみると、年間1世帯あたりのごみの処理経費は、ガソリン代や上下水道代、移動電話通信費の支出に匹敵している。

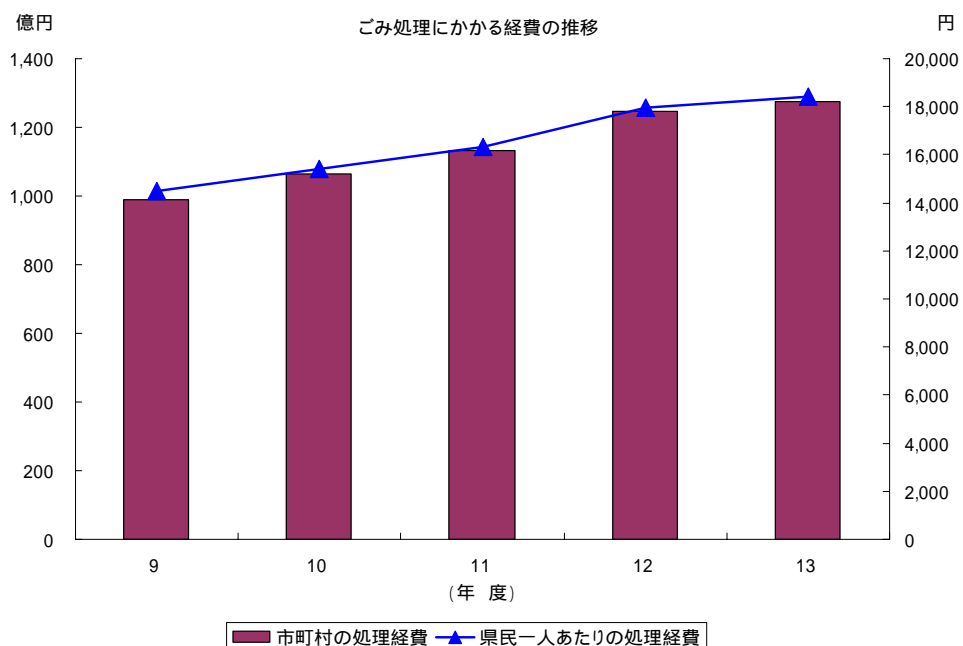
他の公共料金などは、受益者が負担しており、使用量に伴って支払額が決定するのに対し、ごみの処理については、税負担によって賄われおり、いくらごみを排出しても直接負担することはないため、減量化に対する意欲が働きにくくなっている。

(4) 増大するごみ処理経費

ごみの量が増大する中で、処理施設の拡充や、分別収集と選別施設の拡大を図ることで、市町村の廃棄物処理に要する経費は増加を続けている。

埼玉県内の市町村の廃棄物予算総額は合計1,275億円で、県民一人あたりは年間1万8千円(平成13年度)に達し、市町村財政を圧迫する要因となっている。

市町村の財政負担を軽減するには、ごみ処理量の削減を図り、政策的にごみ処理量を管理することが必要となっている。



全国のデータ

環境省の発表資料によると、何らかの形で家庭ごみの有料制(粗大ごみを除く)を導入している自治体は、全国に2,368自治体あり、既に73.2%の自治体が導入済みである。(平成14年度実績)

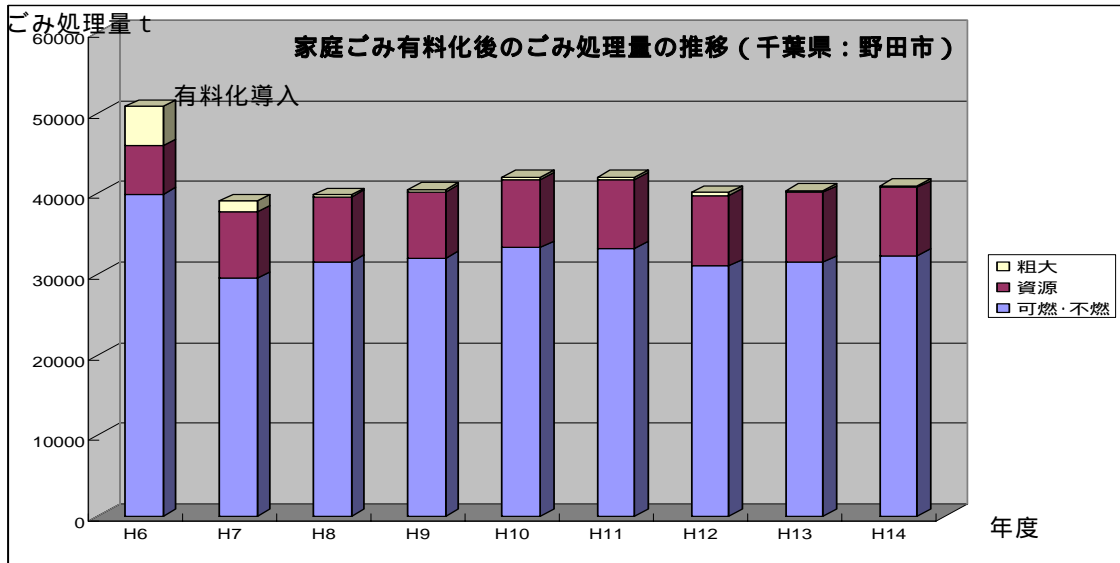
国の動き

環境省は、中央環境審議会において、ごみ処理の原則有料化を打ち出している。なお、平成17年度内を目途にガイドラインを策定することを予定している。

2 家庭ごみ有料化の効果

(1)ごみの減量効果が期待できる家庭ごみ有料化

増え続けるごみ処理量に悩まされていた自治体が、家庭ごみの有料化を導入したことにより、ごみの減量化効果が現れたことや、成功した事例について多くの自治体から報告されている。



家庭ごみの有料化とは、ごみの排出量に応じた価格付けを行うことで、ごみを排出する時点でのごみの発生抑制や減量意識の向上、リサイクルへの更なる協力を求めていくものである。

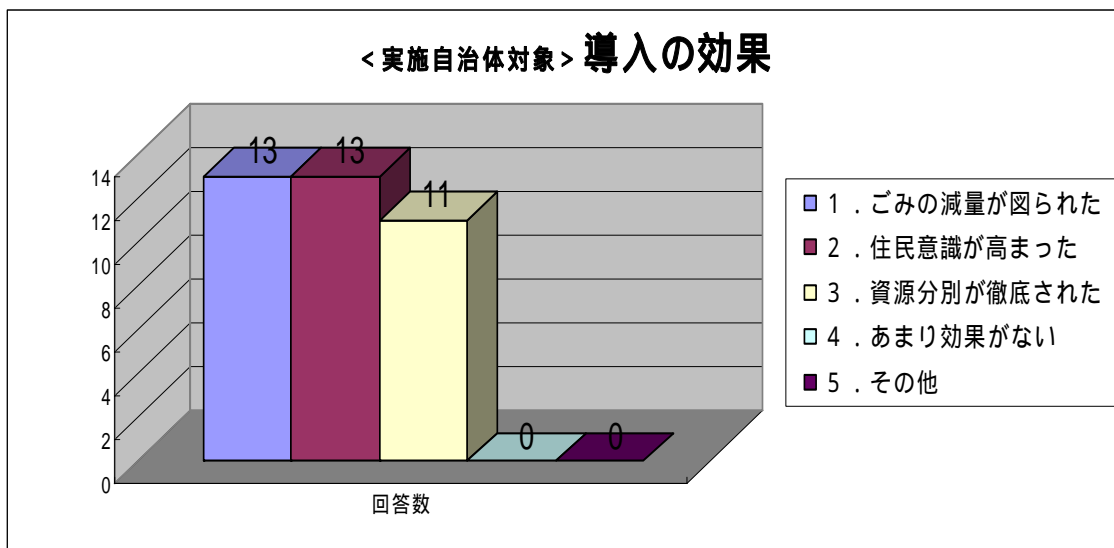
そのことにより、公平性の確保を前提とするごみの発生抑制・排出量の減量化、リサイクル資源の分別の徹底、ごみ処理費用の削減、ごみを排出する住民の意識改革を促すものであり、その効果について下表に整理した。

分類	有料化の効果について
	ごみの排出量に伴い、費用を負担することから公平性が保たれるとともに、住民（または排出者）自らも排出を抑制する意欲が働く。
	分別が徹底され、市町村の処理ルート以外のリサイクルルートを模索するなど、ごみ排出量の減量につながる。
	ごみの発生抑制や排出量の抑制、リサイクル資源の分別により、焼却処分、最終処分が減量するため費用が削減。また運用によっては、手数料収入も確保できる。
	住民がごみ処理費用を意識し、行政まかせ、他人まかせではいけないことを認識し、自らも責任を分担することを考え、行動をおこす。

(2)事業の事例分析

県内での実施状況

埼玉県内の家庭ごみ有料化実施団体によるアンケート調査の結果によると、制度を実施している14団体の内、ほとんどの自治体において「ごみの減量が図られた」、「住民意識が高まった」、「資源分別が徹底された」等の効果が表れたという結果となった。



選択肢	回答数
1. ごみの減量が図られた	13
2. 住民意識が高まった	13
3. 資源分別が徹底された	11
4. あまり効果がない	0
5. その他	0

(参考) 埼玉県内の家庭ごみ有料化実施団体

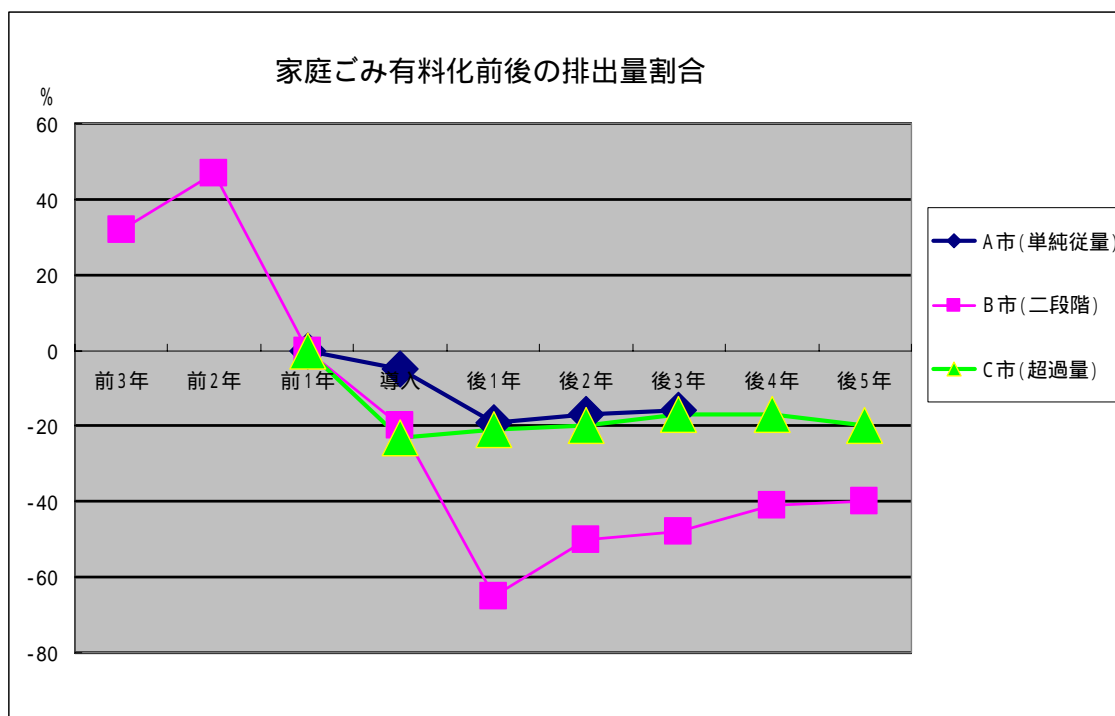
秩父市、蓮田市、横瀬町、皆野町、長瀨町、吉田町、小鹿野町、妻沼町、杉戸町、騎西町、白岡町、両神村、大滝村、荒川村(以上14団体)

平成17年1月末現在

他県の導入事例の分析

他県において既に有料化を導入している自治体のヒアリング調査を実施した際に得たデータを基に、導入1年前のごみ排出量（資源ごみ・粗大ごみなどを含む）を基準とし、各年度毎のごみ排出量割合をプロットし、導入前後でどのような変化があったか調べてみたところ、概ね2割以上の削減効果があり、その効果も継続している。

この結果は、どのケースにも適用できるものであるとは言えないが、ヒアリング調査の結果や文献などから導き出される成功のポイントを参考とし、制度の設計や仕組みを構築することにより、高い効果が期待できると考えられる。



また、ヒアリング調査を実施した結果、家庭ごみの有料化を導入した際に現れる効果として、ごみの発生抑制、ごみの排出抑制、リサイクル資源の分別、ごみ処理費用の削減、ごみ・環境に対する関心の高まり等において大きな効果が現れたとの報告があった。

これらの結果を基に検討した結果、同制度を導入するにあたり、大きな効果を上げるには、以下の項目の内容を検討し、制度を整備していくことが望ましい。

この項目は、当部会において、文献やアンケート調査、ヒアリング調査の分析により、制度導入にあたってのポイントとなる項目を検討し、主要となる10項目について列挙したものである。

なお、具体的な取り組みや手法等については、第2章において作業手順毎に手法や検討のポイントについて記載してあるので詳細内容については、参照されたい。

ごみ減量効果を上げるための主なポイント（10項目）

住民との十分な合意形成がなされており、住民と一体になって取り組む制度とすること。

この制度を導入することにより、ごみ問題を解決に導く（最終処分場の延命化、処理施設能力の維持、新たなごみ焼却場の計画見直し等）諸条件等を整理し、住民の理解を得やすい環境が整っていること。

事前にごみの減量化に関する施策（啓発事業等）の実施や、事業系一般廃棄物及び粗大ごみ、更には直接搬入される家庭ごみの適正な処理価格による有料化制度が整っていること。

ごみを減量させるシステムを構築し、資源ごみの分別が促進される仕組みを整えておくこと。なお、資源ごみは無料とすべきである。

単純従量方式において、ごみの減量化を進める意識が働きやすい処理料金を設定すること。

二段階方式及び超過量方式において、無料（安価な）袋の枚数を安易に多く設定せずに、ごみ減量化を進める行動が働く仕組みとすること。

政策（減量）目標を達成させるための制度設計とすること。

家庭ごみの有料化と補助策（新たな資源ごみの分別等）を同時に導入すると、より意識が高まりごみ減量化効果が高く現れる傾向があるため、新たな分別方法についても検討すること。

排出者が費用負担に慣れてしまう場合もあり、導入後数年経過するとごみ量が元に戻る（リバウンド）可能性があるため、継続的な減量化政策を行うこと。

リバウンドが生じた場合は、有料化設定料金や、無料配布枚数の見直し等を含め、制度の改善を図るための対策を講じること。

(3)家庭ごみ有料制のタイプ

単純従量方式

ごみ袋 1 枚目から手数料がかかる仕組み。

仕組みや運用が単純であることから、この方式を採用している自治体も多く、転入・転出等の移動が激しい都市部での採用が高い。また、事務も他制度より簡素で、手数料収入も他制度より多く見込める。

しかし、ほぼすべての住民がごみの排出量に応じた手数料金額を負担することとなるため、住民の合意を得ることが制度導入にあたっての最大の課題となる。また地方自治法 227 条(特定の者に対して行う事務について手数料を徴収できる。)との整合性を問われるケースもある。

二段階方式

1 枚目から手数料はかかるが、一定枚数までは安価に設定されており、一定枚数を越えた段階で手数料が引き上げられる仕組み。

住民は、自治体が決定した一定枚数以内であれば、袋原価程度(多少の上乗せ額を加えたものを含む)を負担し、それを越えた場合には、手数料を更に上乗せした別仕様の指定袋を購入するもの。

単純従量方式と比べると仕組みが複雑となり事務量が増え、一定枚数を越えた場合は袋の配付・代金の徴収について異なった対応が必要となることから、比較的規模の小さい自治体での採用が望ましい。なお、「超過量方式」と比べると幾分手数料収入が多く見込める。

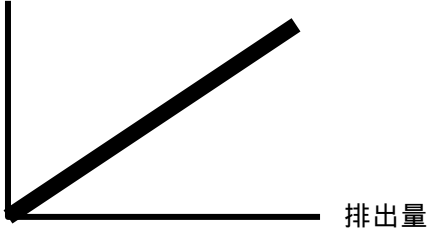

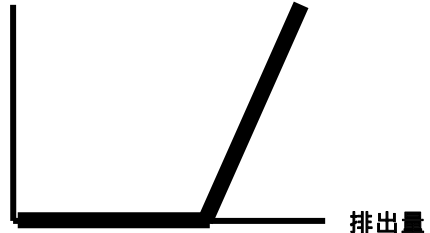
超過量方式

使用期間(1年間が多い)を特定した上で一定枚数の指定袋を無料で配付し、一定枚数を越えた段階で初めて手数料がかかるもの。

単純従量方式と比べると仕組みが複雑となり事務量が増える。袋の事前配付などの事務があるため、自治会などの組織がしっかりしている自治体での採用が多い。他の方式と比べ住民の合意を得やすい傾向にある。

定額制

ごみの排出量に関係なく、処理料金を一世帯あたり一定の額を支払う方式。この方式は、一定の手数料収入は見込めるが、一定の定額料金を払えば、ごみをいくら排出してもよいから、ごみの減量に関する動機づけが働かないというデメリットがある。

種 類	主 な 特 徴
<p style="text-align: center;">単純従量方式</p> <p>負担額</p>  <p style="text-align: right;">排出量</p> <p>ごみの排出量に比例して料金を負担するもの。</p>	<p>仕組みが他の方式に比べ簡易であり、事務負担が少ない。比較的大規模な自治体での採用が多い。</p> <p>経済的負担を軽減させるべく、ごみの減量化に努める意欲が高く、抑制効果も高い。</p> <p>多くの市町村で導入されており、事例が多い。</p> <p>他の手法に比べ手数料収入が多く見込める。</p> <p>ごみ減量化に努力している人も経済的負担がかかるため、他の手法に比べ合意形成が難しい。</p> <p>地方自治法第227条（手数料徴収の根拠）との整合性について指摘を受けるケースがある。</p>
<p style="text-align: center;">二段階方式</p> <p>負担額</p>  <p style="text-align: right;">排出量</p> <p>一定量までは料金単価を安く、それを超えた場合は高めの料金で負担するもの。</p>	<p>一定量まで料金単価が抑えられていることから単純従量方式に比べ、住民合意が得やすい。</p> <p>ごみ量も一定量に抑えようという意欲が働きやすい。</p> <p>一定枚数まで及び、一定枚数を超えた場合の袋の販売方法など、単純重量方式に比べ仕組みが複雑であるため、事務負担が大きい。</p> <p>一定量の安価な料金で購入できる袋の設定枚数が多いと、減量効果が薄れる。</p>
<p style="text-align: center;">超過量方式</p> <p>負担額</p>  <p style="text-align: right;">排出量</p> <p>一定量までは無料とし、それを超えた場合は、超えた量に比例して料金を負担するもの。</p>	<p>一定量までは、無料で排出できるため、住民との合意形成を得やすい。</p> <p>ごみ量も一定量に抑えようという意欲が働く。</p> <p>比較的、中小規模の自治体に向いている。</p> <p>指定袋の配付に係る事務負担が発生する。</p> <p>他の方式に比べ事務負担が増えるにもかかわらず、手数料収入が少ない傾向にある。</p> <p>無料配付の設定枚数が多いと、減量効果が薄れる。</p>

第2章 家庭ごみ有料化検討手順別のポイント

家庭ごみ有料化制度の導入を検討するにあたり、参考資料となるよう埼玉県内の事例や他県の導入事例の中からごみの減量化に成功した事例を抽出し、そのポイントとなる内容を整理したものである。

整理にあたっては、家庭ごみ有料化を検討する際に必要となる項目について、検討手順に沿い、各項目別にポイントとなる内容について整理するとともに、特に手順にはないが導入前には必ず検討しておくことが必要な項目について整理した。

なお、各市町村によって地域の特性や、分別の方法・種類、ごみの減量化に対するこれまでの取り組み状況など個々に条件が異なることもあり、どのような自治体においても、すべてが共通して適用できるものではないため、地域の特性に応じ、検討項目の追加や削除が必要となる。

また、ごみの減量化効果が最大限発揮できる制度となるよう、次の3項目に重点を置き、検討・整理したものである。

ごみを排出する住民に減量やリサイクルを進める意欲が働きやすい制度とすること。

ごみ減量化目標を達成させるため、政策的にごみを適切に管理する新たな手法として導入するものとする。決して財政不足を補うという理由のみで導入する制度とはしない。

住民の理解を得、住民自ら行動をおこし、長期的に効果が現れる制度とすること。

(参考) 家庭ごみ有料化施策導入の検討手順

検討手順	検討項目
<p>1 導入目的の明確化</p>	<p>導入目的の設定 減量・リサイクル目標の設定</p>
<p>2 ごみ処理コストの把握</p>	<p>ごみ処理コストの把握方法 ごみ処理コスト把握方法の提案</p>
<p>3 制度設計</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">説明会等での意見を制度設計にフィードバック</p>	<p>他自治体の事例調査・研究 住民意識調査</p> <p>有料化対象品目の設定(資源ごみの取扱い)</p> <p>有料制方式についての検討(3方式から選択)</p> <p>指定袋(もしくはシール)の価格等の設定 ・価格の設定について ・シミュレーションの実施 指定袋(もしくはシール)についての検討 ・指定袋、シールのどちらを採用するか ・仕様、年間製造枚数、流通方法の検討 ・対象住民の把握・無料ごみ袋の設定枚数</p> <p>関連する施策等の検討事項 ・経済負担を軽減させるシステムの整備 ・減免対策(生活保護世帯等)の検討 ・不法投棄対策・手数料収入・還元制度等</p>
<p>4 住民合意形成</p>	<p>合意形成方策</p>
<p>5 準備期間</p>	<p>制度の周知徹底、条例制定の手続き</p>
<p>6 実施</p>	

適時、議会及び廃棄物減量等推進審議会に審議、諮問、報告、承認などが必要。

1 導入目的の明確化

(1)導入目的の設定について

家庭ごみの有料化導入にあたっては、直接住民に負担を課すこととなるため、住民の理解を得ることが最重要課題である。そのためには、制度導入の目的がどこにあるのか導入目的を明確に示す必要がある。

ごみ処理事業が抱える課題を十分に洗い出し、課題を解決するために必要となる廃棄物施策として政策目標を設定し、目標の達成に向けた取り組みの一環として、ごみの有料化が必要であることを明確に示し、必要性を理解してもらうことが重要である。

(2)減量・リサイクル目標の設定

有料化によるごみ減量・リサイクル効果を踏まえ、数値目標を設定することが必要である。

例

- ・発生・排出抑制量（率）
- ・リサイクル量（率）
- ・焼却処理量
- ・最終処分量

減量・リサイクル目標の設定では、どのような品目をどの程度減量化することにより、数値目標が達成できるのかを検討する。

また、リサイクルを促進すれば、焼却処理や最終処分がどの程度軽減（減量）できるのかを検討し、明確に示すことも必要である。

2 ごみ処理コストの把握

家庭ごみの有料化制度を導入するには、住民に直接負担してもらう金額を設定しなければならない。そのためには、当該自治体において、ごみ処理にどれだけの費用がかかっているのかを把握することが必要となる。

その把握手段として原価計算を行うのが一般的である。

原価計算について

ごみ処理原価については、全国的に統一された計算手法は確立されていない。具体的には、決算に基づく原価計算を実施している自治体のうち、施設建設費等の減価償却や起債利子、人件費の取扱い、用地購入費や土地造成費の原価計算算入など計算の仕方が自治体ごと、まちまちであり統一されていない。

環境省では、家庭ごみの処理やリサイクルにかかる経費を算出するのに役立つ全国統一の会計基準を策定中である。

全国統一基準が策定されるまでの間に原価計算を行うにあたっては、独自の方法による算定が必要となるが、その際に留意することとして施設建設費等の取扱いを考慮する必要がある。

ごみ処理施設の建設費は、建設中の数年度に経費が集中するため、その経費の取扱いによって原価計算は大きく変わることになる。

多くの自治体では、建設費をそのまま当該年度に経費として計上しており、建設をしていない年度の原価との差が著しくなるため、年度間あるいは、他市町村との比較が難しいうえ、手数料算定の客観的な根拠となりにくい。

従って、原価計算を行う際には、施設建設費等を含めて行うか、あるいは含めないで行うか、その取扱いについて当該自治体の実情を踏まえ検討する必要がある。

原価計算の検討にあたっては、県で毎年取りまとめている「一般廃棄物処理事業の概況」が参考になる。特に市町村間におけるごみ処理経費の比較については、冊子には記載されていないが、概況のバックデータを資源循環推進課一般廃棄物対策担当で保管している。

3 有料化制度の設計

有料制を導入するには、以下のような具体的な事項について事前に検討しておくことが必要である。検討にあたっては、何にポイントを置き対策の強化を図れば効果が高いのか、当該自治体の実情にあうシステムを設計する必要がある。

検討時に重視するポイント

- ・ごみの減量効果はあるのか
- ・住民の負担額はどのくらいか、減量させる意欲が働きやすいか
- ・住民の理解が得られやすいシステムか

(1)他自治体の事例調査・研究

制度を設計するには、先進制度を導入している事例や、人口規模、自然的要因などが類似した他自治体の有料制導入の事例について調査、研究を行うことが有効である。先進事例の成功したポイントや、制度の改善が必要な事項などを押さえ、当該自治体の制度設計に反映させることにより、ごみの減量化効果が高いシステムを構築することが可能となる。

(2)ごみの減量化に関する住民意識調査の実施

どのくらいの経済的負担がかかれば、ごみの減量化目標が達成できるのか当該自治体の住民に対して意識調査を実施する必要がある。

調査にあたっては、事前に情報提供がある場合と、ない場合において住民の理解度が異なり、導き出される結果が変動してしまうケースもあるため、広報などを通じ、ごみ処理に関する現状や問題点について十分な情報提供を行っておくことが必要となる。

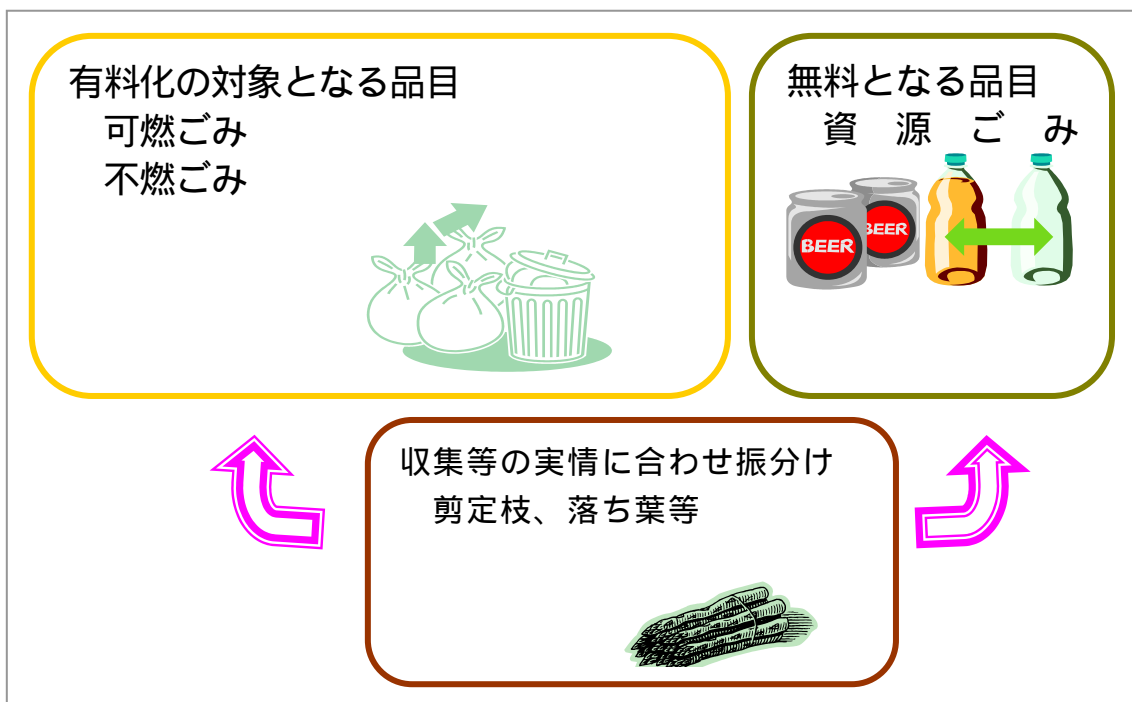
この結果を基に、住民から理解を得られるシステムとなるのか、ごみ減量化のための意欲が働きやすい価格はいくらになるのかを検討する指標を作成することも可能となる。

(3)有料化対象品目の設定

何のごみを有料化の対象とするのか検討する必要がある。各市町村のごみ処理の方法、分別内容、地域特性等も考慮に入れて、排出されるごみの種類に応じた設定が必要である。

なお、他県の事例調査や文献などによると、資源ごみについては、有料化の対象外とし、可燃・不燃ごみについて対象とした方が、分別が徹底され、ごみの減量効果も高いという結果が報告されている。

有料化品目に関する例



(4)有料制方式についての検討

先にもふれたように、有料制には主に「単純従量方式」「二段階方式」「超過量方式」の3方式がある。方式を選択する際には、各方式ともにメリット、デメリットがあるため、自治体の人口規模、地域の特性等を踏まえ、どの方式を採用するのがもっとも適しているのか検討する必要がある。

(5)指定袋（もしくは指定シール）の価格等の設定

制度導入にあたり、価格の設定等によりごみ減量化の効果が大きく現れるか現れないかを左右する最も重要なポイントとなる。住民が受け入れやすいということを理由に、安価な価格で設定してしまうと、ごみの減量化に向けた意欲が働きにくくなり、効果が薄れてしまう。

一日あたりどの程度のごみを排出している家庭をターゲットとし、減量効果を期待するのか、当該自治体で設定した減量目標を達成できるのか試算する必要がある。試算にあたっては、その手法が確立されていないことから、制度導入事例の分析や、住民の意識調査結果などを関連づけながら設定し、後に住民などに説明する際に活用できるよう整えておくことが必要である。

試算に必要となる項目例	
・世帯数・構成人員： 世帯 人員	・市販袋の利用率： %
・可燃ごみの収集回数： 回 / 週	・処理経費： 億円 / 年
・不燃ごみの収集回数： 回 / 週	・ごみ処理経費の負担割合
・資源ごみの取扱い： 無料or有料	・指定袋の設定価格： 円 / 枚
・市販袋の販売価格： 円 / 枚	・ごみの減量化目標： 割削減
・住民意識調査の結果：	・先進事例調査の結果：

上記の試算前提条件を、当該自治体の実情に合わせ、いくつかのパターンを設定後、シミュレーションを実施した結果を基に、当該自治体での最適な制度として設計する。

シミュレーションにあたっては、定められた手法や係数等はないが、極力、実態に沿うような形で実施することが望ましい。これらの結果を、住民説明会において活用することにより、理論立てた説明が可能となる。

また、有料制度導入後リバウンドが発生した際にも、制度の見直しにあたり、試算時に設定したどの項目が原因なのか、何を改善すれば再び効果が現れるのか検証する際にも役立つ。

試算の前提条件

ごみ処理の現状、目標等 対象世帯数：30,000世帯、人口：100,000人 処理経費：12億円/年 ごみ処理総量：3万t/年（資源ごみを除く） 収集状況：不燃・可燃 週2回、資源等 週1回 ごみの重量換算費：不燃・可燃 = 0.25 : 1 袋1枚(40ℓ)あたりの平均ごみ重量：0.01t ごみ減量化目標：2割のごみ減量効果を見込む 資源ごみ：無料収集
住民意識調査の結果 単純従量方式の場合 ごみの発生抑制の意識が働く価格 80円/袋 80ℓ(2袋)/月 ごみの発生抑制の意識が働く価格 50円/袋 40ℓ(1袋)/月 二段階、超過量方式の場合 ごみの発生抑制の意識が働く価格 150円/袋 80ℓ(2袋)/月
先進事例調査の結果（人口規模や地域性が近似している自治体の事例） 単純従量方式の場合 袋代金80円に設定した場合 導入3年後のごみ減量化率20%を達成。 二段階、超過量方式の場合 袋代金150円に設定した場合 導入3年後のごみ減量化率20%を達成。

単純従量方式の場合

年間一人あたりのごみ排出量(重量ベース)は、300kg、一世帯あたりでは、約1tとなる。

このため、1年間に1世帯あたりが必要とする袋の枚数は、40ℓの袋に換算すると

$$1\text{ t} \div 10\text{ kg/枚 (40ℓあたり)} = 100\text{ 枚}$$

20%のごみ減量化目標を達成するには、一世帯あたり40ℓのごみ袋を年間80枚分の排出に抑える仕組みを構築しなければならないことになる。

$$\text{よって } 365\text{日} / 7\text{日} \times 2\text{回 (可燃・不燃収集日)} = 104\text{回となる}$$

とから平均すると1世帯あたり週2回1袋ずつの可燃・不燃ごみ袋を排出している。これは月当りに換算すると8.6袋となる。

20%のごみを減量化させるには、この排出を週1.6袋に抑える必要があり、月当りに換算すると約6.9袋となることから、月に約2袋分のごみの発生抑制を実施することによりごみ減量化目標を達成できる。

この結果を住民意識調査結果に照らし合わせると80円/袋であればごみの減量化に対する意欲が働くことが想定されるので80円/袋に設定する。

また、先進地事例の結果とも近似した値であることから、ほぼ同様の効果が得られると想定できる。

二段階・超過量方式の場合

単純従量方式の結果と同様に、1年間に1世帯あたりが必要とする袋の枚数は、40%の袋に換算すると

$$1 \text{ t} \div 10 \text{ kg / 枚 (40 \% \text{あたり})} = 100 \text{ 枚}$$

20%のごみ減量化目標を達成するには、一世帯あたり80枚/年の排出量に抑える仕組みを構築しなければならない。

また、世帯人数による配付枚数等の増減が必要であれば、更に検討が必要となる。

超過分の設定価格については、住民意識調査や先進事例の結果から150円/枚に設定することにより、ごみの減量化目標が達成できると想定される。

なお、調査の結果、既に導入している自治体において、単純にごみ処理経費の何割かを負担してもらうということを根拠にしているケースが多かったため、その場合の事例を一例紹介する。

【A市の事例：単純重量方式】

ごみ処理経費：約35億円

総ごみ量：約70,000t

$$35 \text{ 億円} \div 70,000 \text{ t} = 50 \text{ 円 / kg}$$

$$40 \% \text{の袋に約} 10 \text{ kg} \text{のごみが入ると想定：} 50 \text{ 円 / kg} \times 10 \text{ kg / 袋} = 500 \text{ 円 / 袋}$$

$$\text{処理経費の} 10 \% \text{負担で設定：} 500 \text{ 円 / 袋} \times 10 \% = 50 \text{ 円 / 袋}$$

(6)指定袋（もしくは指定シール）についての検討

ごみ有料制導入に伴い、住民から手数料を徴収する媒体を指定袋及びシールにしているケースが大半である。

指定袋・シールによる手数料徴収の主な特徴

指定袋制	特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの自治体が導入。 ・流通経路の確保、販売方法等の設定が必要。
	配付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等へ無料ごみ袋の配付を依頼した際、シールに比べかさばってしまい、重いことが難点。
シール制	特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会組織がしっかりしている自治体での導入が多い。 ・ごみ量と負担額が一致しないシールを添付されることもあり、適正な負担額が徴収できないケースもある。（大きい袋に小袋用シールを添付）
	配付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・重量が軽いため、自治会等での無料シールの配付が袋制に比べ容易である。

指定袋等の仕様、枚数の検討

袋の形状（平袋、U型）、大きさ（大型、中型、小型）、対象とする分別区分の品目ごとの種類（可燃ごみ、不燃ごみ、資源物など）、年間製造枚数を検討する。

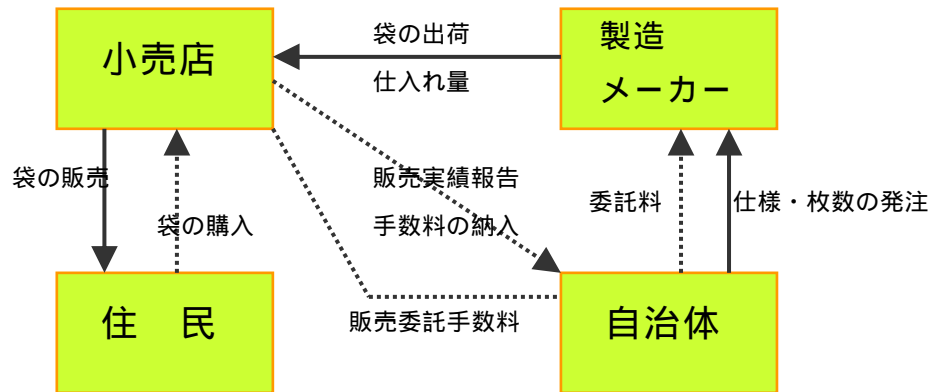
指定袋の流通方式の検討

指定袋の流通方式は、大別すると以下の3つの方式に分けられる。

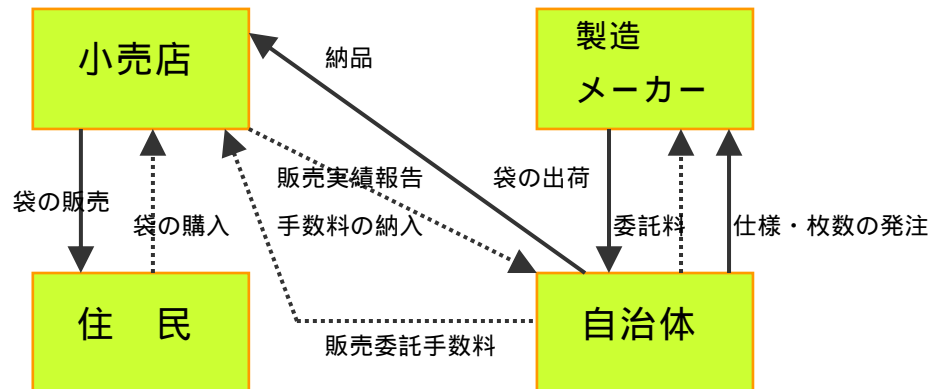
販売方法	納入者	特 徴 等
小売店販売方式 （メーカー出荷型）	小売店	小売店が、販売実績に応じた手数料を自治体に納入し、自治体は手数料額に応じて販売委託料を支払う。袋の納入は、メーカーが小売店に行う。主に単純従量方式での事例が多い。
小売店販売方式 （公共機関出荷型）	小売店	小売店が、販売実績に応じた手数料を自治体に納入し、自治体は手数料額に応じて販売委託料を支払う。袋の納入も自治体が小売店に行う。主に単純従量方式での事例が多い。
公共機関販売方式	住 民	住民が直接、自治体への手数料を納入する。主に二段階方式・超過量方式での事例が多い。

モデルケースの紹介

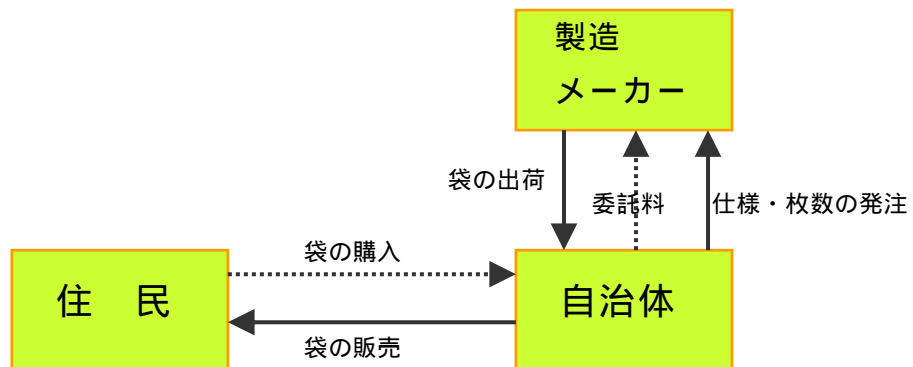
小売店販売方式（メーカー出荷型）



小売店販売方式（公共機関出荷型）



公共機関販売方式



—————▶ 袋の流れ ▶ 料金の流れ

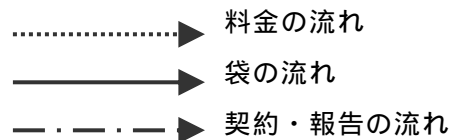
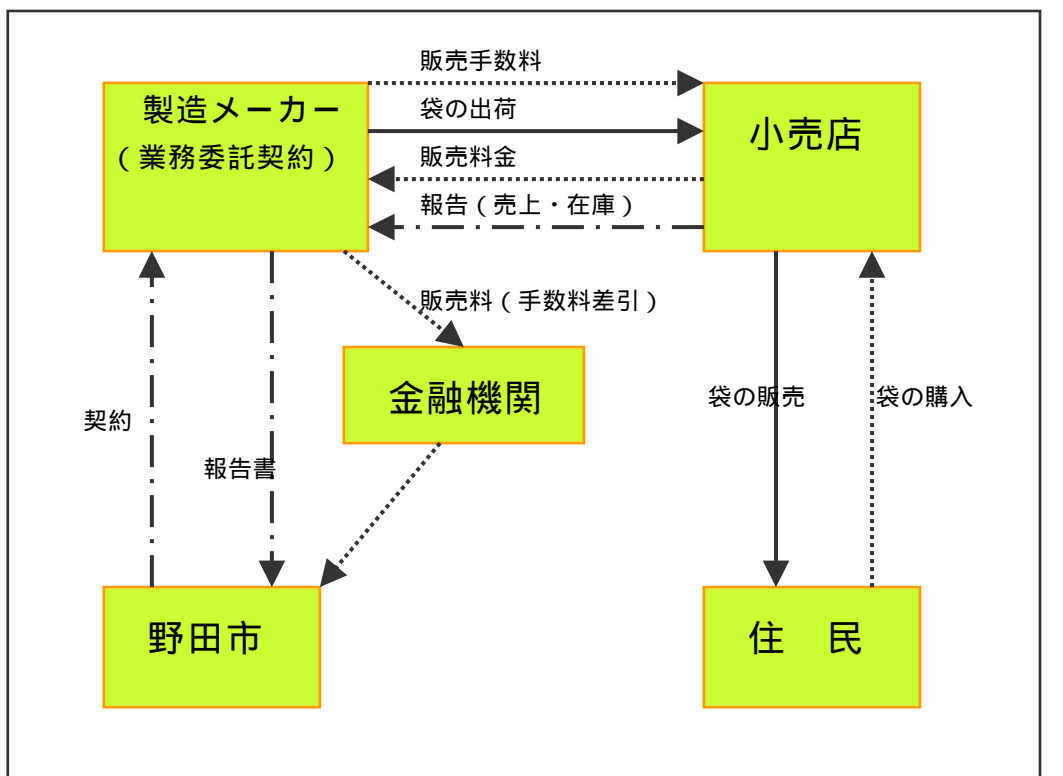
千葉県野田市の事例

野田市は、小売店販売方式のメーカー出荷型ではあるが、行政の事務負担が軽減される仕組みで袋の販売を実施していたため、一例として紹介する。

(仕組みの概要)

行政は、メーカーと業務委託契約を締結する。メーカーが袋の作成、販売店の売り上げ、在庫管理、販売手数料の支払い等の管理を行うもの。

メーカーの協力がないと成立しない方法ではあるが、行政の事務負担がほとんど発生しない形で運営が可能となる。



(7)二段階方式、超過量方式に関する留意事項

二段階方式、超過量方式における対象住民の把握

指定袋（もしくはシール）を一定量無料配付及び安価で販売する場合には、対象となる住民及びその人数の把握が不可欠となる。その際には、住民基本台帳を基に毎年の更新作業が必要となる。

二段階方式、超過量方式における安価及び無料ごみ袋の設定枚数

ごみの減量化対策としてごみ袋（もしくはシール）の有料制を導入しても、安価及び無料ごみ袋が実使用枚数に比べ、余裕がある枚数を設定してしまうとごみの減量化効果が薄れてしまう。

枚数の設定については、政策的にごみ減量化が図れるようシミュレーションを実施し枚数の設定を行う必要がある。

また、枚数を設定する際に配慮することとして、世帯人数ごとにごみの排出量が異なるため、世帯人数ごとに袋の配付枚数等を割振りした設定を行うことが望ましい。しかし、先進事例調査の結果、管理が複雑になる等の理由から、各世帯一律の枚数を配付している自治体も多くあった。

4 関連する施策等の検討事項

(1) 経済負担を軽減させるシステムの整備

減量化システムの導入

ごみを減量化させる一つの受け皿として、分別排出意識を高めることにより、再生利用可能な資源ごみを無料で回収し、ごみの排出者である住民の経済負担を少しでも軽減させる仕組みを整えておく必要がある。例えば、 集団回収、 店頭回収、 拠点回収、 生ごみ処理機の購入補助金制度、 廃棄物減量等推進員との協働などがあげられる。



(スーパーの店頭回収)

還元制度

超過量方式においては、ごみを大幅に減量化させた住民に対する還元策として、無料ごみ袋の余り袋を自治体が購入する制度を設けている自治体がある。また、個人への還元では事務量が大幅に増えてしまうため、自治会単位で集め、自治会の運営資金の一部として活用するよう還元金を払う制度を設けている自治体もあった。いずれにしてもごみの減量効果を高める制度となるよう還元制度の是非について検討する必要がある。

(例)

- 千葉県野田市：再生紙を利用したトイレトペーパーと交換
- 岐阜県大垣市：1枚あたり10円で還元

(2)減免対策の検討

減免措置の検討

生活保護世帯、高齢者世帯等に対する費用負担軽減のための対策として、指定袋等の無料配付など減免措置を考慮する必要がある。

対象者の把握については、各事務を所管する担当部所の協力が不可欠である。

「紙おむつ専用袋」の無料配付についての検討

紙おむつを使用している幼児・高齢者・障害者・病人のいる世帯では、日常生活に伴い排出される廃棄物の量がどうしても多くなってしまう傾向があることから「おむつ専用袋」を無料配付することについて検討する必要がある。

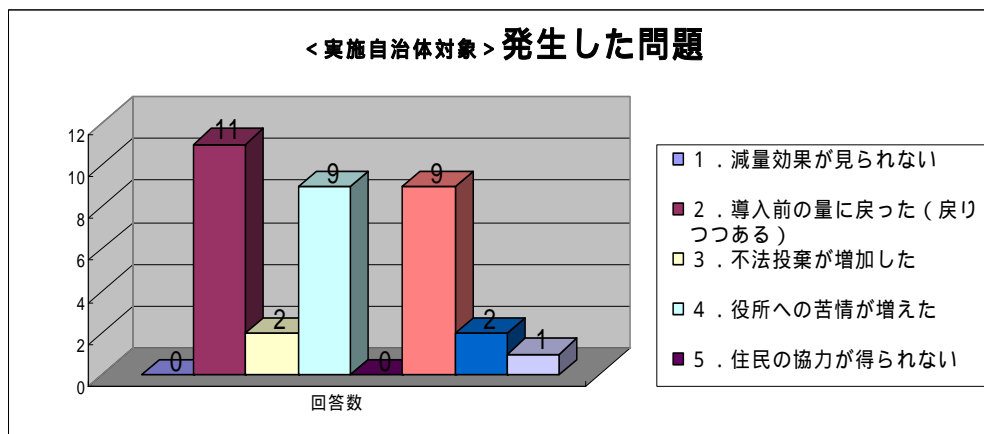
公共ごみ袋の無料配付についての検討

ボランティアによる公園や道路のごみ、落ち葉などの公共清掃活動に伴い発生するごみについては、指定袋を無料で配付する仕組みを検討する必要がある。ただし、配付する際には、公共ごみ袋に個人的なごみが混入されないような配付方法を検討する必要がある。

(3)違反者に対する対策

不法投棄対策

家庭ごみ有料化導入の妨げとなる一つの要因として不法投棄が挙げられる。しかし、制度を導入している自治体からは、不法投棄は以前と比べてほとんど増加していないとの報告がなされている。しかし、ごみの有料化が誘因し不法投棄量の増大につながらないように、制度導入にあたっては、不法投棄の監視にあたり、住民との協働体制や監視カメラシステムの導入など、当該自治体の実情にあった対策の検討が必要となる。



なお、埼玉県内の家庭ごみ有料化実施団体によるアンケート調査結果によると、不法投棄件数が増加した自治体は14件中2件という結果であった。

ルール違反对策

有料袋以外による排出、分別がなされていない等のルール違反排出者に対する対策について廃棄物減量化等推進員の設置や協働のあり方も含め検討を要する。

張り紙による警告、収集しない、一定期間ため置き排出指導後の収集等

不法複製(コピー)対策

指定袋(もしくはシール)が不法に複製(コピー)され、市場に出回るのを防ぐための対策をあらかじめ検討しておく必要がある。

登録商標、容易に模造されないような素材・印刷方法の検討

(4)その他運営などに関する検討について

手数料収入の取扱い

手数料収入の取扱いとしては、本来、ごみ処理事業の中で使用することが望ましい。しかし、ほとんどの自治体が一般財源としており、手数料収入の使途が見えにくい。一部の自治体においては、基金を創設してごみ処理事業の一部に充当しているケースもあるので、この仕組みについても十分な検討が必要である。

事務運営の増大に伴う人員の配置

特に導入時には、住民への説明会を頻繁に行うこともあり、その事務量は大幅に増えるため、適切な人員配置を行う必要がある。ある自治体では、制度導入に伴う説明会要員として、説明会期間限定で他部局から職員の応援を募り、150人のボランティア職員を割振り説明会に対応したというケースもあった。いずれにしても柔軟な対応が必要である。

条例の制定

新たにごみ有料化制度を導入することに伴い、条例を制定する必要がある。資料編に導入自治体の条例を整理したので参考とされたい。

導入後の政策評価と情報の公開

家庭ごみ有料化導入後の直接的な効果や間接的な効果などを評価し、当該自治体の実態に即した政策評価を実施する。これらの内容や導入後の実態を広報など通じて情報を公開し、住民と一体となって事業を進めていくことが必要である。

導入にあたっての準備期間

家庭ごみ導入にあたっての準備期間として、各自治体によって合意形成手段なども様々なことから、標準的な期間は提示できないが、住民と一体となって進めていく制度であることから、十分な住民説明や制度に係る周知期間が必要となる。よって最短でも半年～1年以上の準備が必要と考えられる。

また、先進地視察においてヒアリングした結果も、導入時期が古いものもあったことから導入前の準備について把握している自治体は少なかったが、概ね1年以上を要しているという調査結果が得られた。

転入者へのケア

家庭ごみ導入後、新たな転入者は、制度導入にあたっての経緯等知らないことから、以前に住んでいた自治体の制度と比較し、クレームを

受けるケースが多い。転入時に制度の説明を丁寧に実施する仕組みをつくっておく必要がある。なお、その際には、ごみカレンダーやごみ袋のサンプルを配付するなどを実施している事例もある。

5 住民合意形成

(1)合意形成の必要性

家庭ごみの有料化制度を導入するにあたっては、直接負担の対象となる住民に制度のメリット、必要性について理解や協力を得ることが不可欠であり、この制度が長期間にわたって効果を上げるためには最も重要なことである。

(2)合意形成方策

住民意識調査の実施

住民のごみに対する意向を把握するための一つ的手段として、アンケート形式による住民意識調査を実施し、ニーズや実態を把握することが必要である。そこで得られた結果を基に当制度がいかに機能し、ごみ減量効果を高めることができるのか、制度設計や住民に対しても説明する際に役立つ。

広報誌等の活用

家庭ごみ有料化制度の必要性や制度の内容が広く認知されるよう、広報誌等を活用したPR活動を十分に行うとともに、あらゆるメディアを活用しごみや環境問題に対し住民との合意形成に努める必要がある。

住民説明会の実施

家庭ごみ有料化制度の導入にあたり、住民にごみ処理の現状やごみに対する意識の向上を目的として、説明会を実施することが重要である。

説明会は、行政の一方的な話ではなく住民の声を聞き、場合によっては制度設計の変更も視野に入れ議論することも必要である。

当然説明会の前には、事前に意見の項目、内容を想定し、対応を考慮しておく必要がある。

(3)その他関連事項

住民説明会とは直接関係ないが、当制度を検討するにあたっては、学識経験者、議員、自治会、消費者、商工業者、行政の代表からなる廃棄物減量等推進審議会において十分な議論を行うとともに、制度設計後もその内容について審議し、同意を得ることや、導入後の結果報告を行うなど連携を図ることが必要である。

(4)家庭ごみ有料化の説明のポイント

有料化が長期にわたって成功するかどうかは、住民・事業者・行政がごみ減量化に対する取り組みを継続的に行っていくよう、まち全体の支援・理解が得られるかどうかにかかっている。

そのため、ごみ有料化の導入にあたり、市町村の担当者は、ごみ収集やごみ管理に関して、現在抱える難しさを住民によく理解してもらうとともに、ごみ処理事業を改善するための政策目標の達成に向けて、導入しようとする有料化がどれだけごみの減量化に役立つのか、わかりやすく説明することが重要である。

また、家庭ごみの有料化は、消費者が有料化の影響を受けて従来の購買・消費行動を改め、ごみ量そのものが減るという「発生抑制効果」を期待するものであることから、説明にあたっては、財源不足の理由のみで有料化するといったように捉えられることは回避しなければならない。

説明する際のポイント

行政施策への理解不足が不信感とならないよう丁寧な説明が必要。

ごみ収集やごみの管理に関して、現在抱える問題を正しく理解してもらうため、実際に何が困っているのか、実例などを示して説明すること。

問題を解決させるためには、行政として何に協力してほしいのかを繰り返し訴えることが重要。

単なる経済的な負担増だと捉えられないこと。

財源不足の理由のみで有料化するといったように捉えられないよう注意することが必要である。

初めから「有料化ありき」ではなく、広報誌などを通じ、段階的にごみ処理の現状や、進めるべき事業等を広報することにより、ごみの排出者に幅広く周知していく。

住民意識調査、試算等の結果を基に、当制度を実施することによってごみの減量効果を高めるものであるなど、制度の必要性をわかりやすく説明する。

6 その他の検討事項等

(1)税の二重取り批判（及び地方自治法第227条との整合性）について
地方自治法第227条では、「地方自治体は、当該地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とされている。そのため、ほとんどの住民を対象とする家庭ごみの処理については、特定の者を対象としていない等を理由として、当制度は違法であるという批判がある。

以前から地裁等で争われたケースもあり、古い判決（S41金沢地裁）ではあるが、手数料を住民から徴収することについて認められている。

その理由は、家庭ごみの有料化は、ごみの発生抑制・分別・再利用を促進し、ごみの減量化を図る制度である。ごみの減量化は住民の責務という考え方からごみの減量化を促進させるための施策として、ごみ処理について住民に負担を求めることは妥当であるとの解釈と考えられる。

なお、平成17年1月の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、家庭ごみ有料化に関するパブリックコメントで同内容の意見があったことに対し「ごみ処理サービスは住民各自の利益のためになされる役務の提供であることから、一般廃棄物処理の有料化は地方自治法227条に違反するものではない」と回答している。

また地方自治法上、歳入の収納は現金によって行うことが原則であり、それに変わるものとして証紙、口座振替等は認められているが、ごみ袋によって変えられるとういう明記はない。そのため、これら以外の収入方法を条例などにより設けることができないとの解釈もあるが、家庭ごみから処理手数料を徴収する必要性及びごみ処理の特殊性を考慮すると、証紙による収入に準じた方法として、指定袋の販売によって手数料を徴収することも合理性がないわけではない。

なお、このことについては、住民の利便性の確保という理由から、条例で「指定袋やシールの販売により、ごみ処理手数料を徴収する」、「指定袋1枚 円（シール1枚 円）」と規定することにより、解決を図った方が実態に適している。

税の二重取り批判についても同様であり、制度導入の主目的は、ごみの減量化を進める動機付けを働かせるために導入する政策であり、決して、ごみ処理費用を住民に求めることを主目的とした制度ではない。

また、ごみが減ることで削減された経費は、今後、高齢化対策として

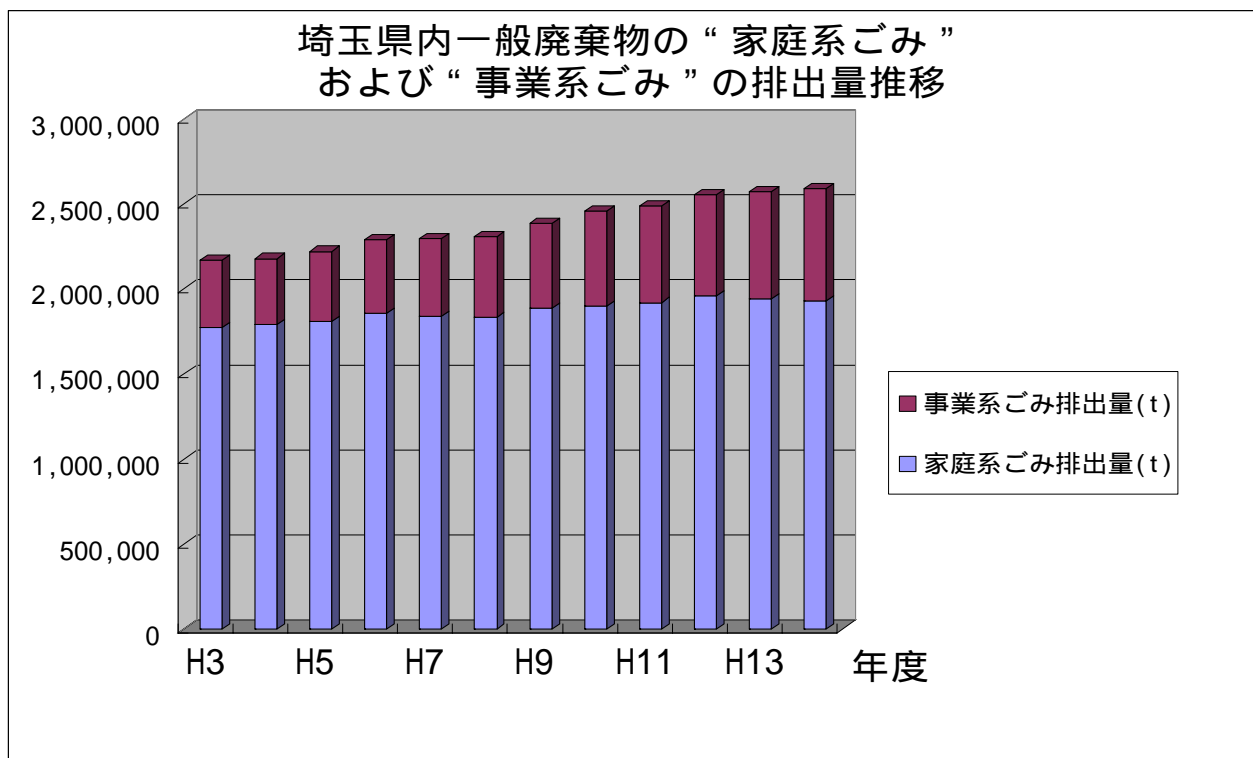
増やさなければならない福祉など他の財源に充てることも可能となる。

このことは、必ず住民説明会などにおいて取り上げられる内容であると思われるが、ごみ処理の現状・課題・対策について丁寧に説明することにより、大半の住民に理解を得ることが可能であり、大勢を占める意見として取り上げられるものではない。

また、導入している自治体において、ごみ処理費用の中に手数料収入が占める割合は、30～10%未満であり、単純に財政負担を軽減させることだけを目的とした制度ではないと言える。

しかし、導入している多くの自治体が手数料収入を一般財源に繰り入れていることから、手数料収入の用途については不明確な状況となっているケースが多い。そのため、手数料収入の用途を本来の徴収目的である環境対策に充当できる仕組みについて庁内でしっかり議論しておくことも重要である。

(2)事業系一般廃棄物及び粗大ごみの有料化について



埼玉県内の一般廃棄物の排出量は、微増傾向にあるが、家庭系ごみについては、微増からやや減少傾向に移行している状況にある。しかし、事業系一般廃棄物は年々増加量も増え増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

事業系一般廃棄物の対策を怠っていると家庭ごみ有料化制度を住民に説明する際に住民から指摘を受けてしまうことや、事業系一廃の処理価格が適正な価格に設定されていなかったり、制度内容に不備があると、ごみが安価な方に流れ処理されてしまうなど混乱を招き、効果が薄れてしまうことなども考えられる。

また、処理単価があまりにも安価であると、民間の新たな技術による高度なりサイクル技術が活用されない要因となるケースもある。

そのため、事業系一般廃棄物及び粗大ごみの処理手数料については、家庭ごみの有料化に伴う処理手数料や民間の処理価格などを勘案し、適正な処理手数料を設定しておく必要がある。

(3)直接搬入ごみへの対応

家庭ごみを直接処理施設に搬入した場合、有料袋にごみを詰めた場合と、そのままトラックなどで直接搬入されるケースが想定される。その対応にあたっては、有料ごみ袋であれば既に課金されているので、追加徴収することなく処理し、直接の場合は、処理手数料を徴収する仕組みを設けておく必要がある。

(4)収集運搬方法の見直し

家庭ごみ有料化を導入することにより、住民に対する「サービス低下」の代替措置や、ルール違反・不法投棄の予防措置として、戸別収集に取り組んでいる自治体の事例が報告されている。当然、収集運搬コストの増大は避けられないが、東京都青梅市の事例によると大幅なコスト増にはつながらっていない。

この方法により、ごみ出しが容易になることや、ごみ置き場が各世帯毎に管理されることからごみ集積場所の清掃が不要となること、街並みがきれいになるなどの住民へのサービスの向上が図れるほか、ごみの排出ルール違反者の特定が可能となる。

なお、導入の検討にあたっては、収集運搬コストの増大や、地域の実情として収集の効率性等を勘案し検討する必要がある。

東京都青梅市の事例

	9年度（導入前）	11年度（導入後）	増減（％）
収集運搬にかかった費用（千円）	832,791	955,370	14.7

第26回全国都市清掃研究・事例発表会講演論文集から抜粋

(5)奨励的手法の併用

家庭ごみの有料化に伴い、ごみ減量化を高める施策として奨励的手法を併用し展開することが効果的である。

特に、今までごみ袋として使用していた「レジ袋」が指定の有料ごみ袋に変わったことにより、ごみとなってしまったというクレームも発生する。そのことに対してはノーレジ袋運動を奨励することによりごみの発生を抑制することに対して理解を求めることも可能となる。

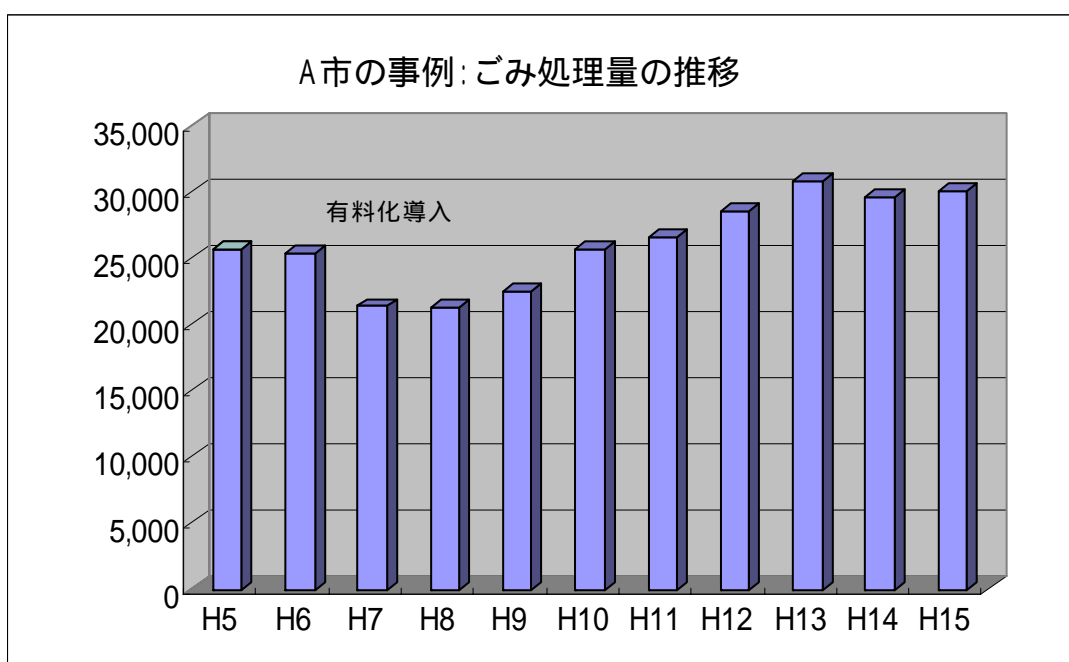
その他の奨励的手法の事例としては、フリーマーケットの開催支援、リサイクル協力店認定制度などがあげられる。

(6)家庭ごみ有料化導入後の課題、対応策

リバウンドの発生事例

家庭ごみの有料化を導入した自治体の中には、有料化導入後2,3年間はごみ減量効果が現れ、それ以降になってくるとその効果は次第に薄れ、数年後には導入前よりも多くのごみが発生しているということが発生しているケースがある。

この原因は様々なことが考えられるが、一番大きな要因とされていることは、住民が費用負担（有料化）に慣れてしまい、ごみ排出量の抑制に努める力が弱くなってしまったことがあげられる。



超過量方式の家庭ごみ有料化を導入したが、無料袋の配付枚数設定が多かったため、ほとんどの住民が配付枚数内で対応できてしまい、ごみ減量化効果が継続しなかったケース。

リバウンド対策について

リバウンドが発生した場合は、住民がごみの排出量を押さえるための意欲が働きにくい仕組みになっていないか検証し、ごみの減量化を図るため、制度の改善や新たな対策を立てることが必要である。

家庭ごみ有料化の制度は、当該自治体のごみ減量化目標を達成させるための手段として活用するものであるため、制度導入後も目標の達成に向け、制度の仕組みを見直す（ごみ袋の代金や無料配付枚数の見直しなど）

とともに、継続的に補助対策（ごみの発生を抑制するための啓発事業やごみ分別方法の見直しなど）を併せ、実施していかなければならない。

ごみの発生量がリバウンドした原因はどこにあるのか？何を改善すれば効果が現れるのか十分に分析したうえで、長期にわたって効果をあげられるシステムへと改善していくことが必要である。

対策例

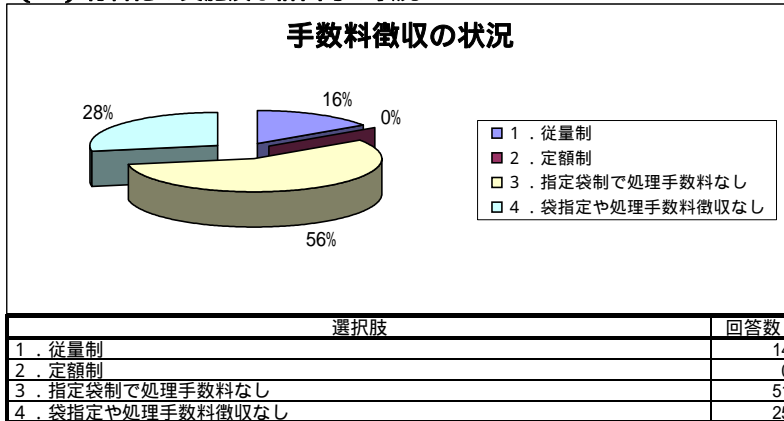
- ・袋代金の設定単価の見直し
- ・無料配付袋枚数の見直し
- ・資源ごみの分別収集方法の見直し
- ・意識を高めるための啓発事業の実施など

資料編

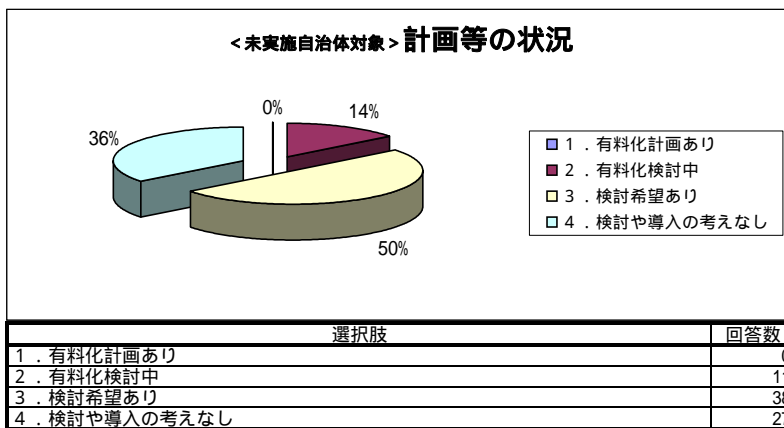
- 1 ごみ有料化に関する市町村アンケート調査結果
 - (1) 有料化の実施及び計画等の状況
 - (2) 有料化の検討を行っている市町村の状況
 - (3) 有料化の検討を行っていない市町村の状況
 - (4) 有料化を実施している市町村の状況
 - (5) 共通質問（参考）
- 2 ごみ処理有料化実施自治体の事例報告
- 3 条例等参考資料
- 4 ごみ有料化検討部会会員名簿・検討経緯について
- 5 参考文献目録

1. ごみの有料化に関する県内市町村アンケート調査結果

(1) 有料化の実施及び計画等の状況

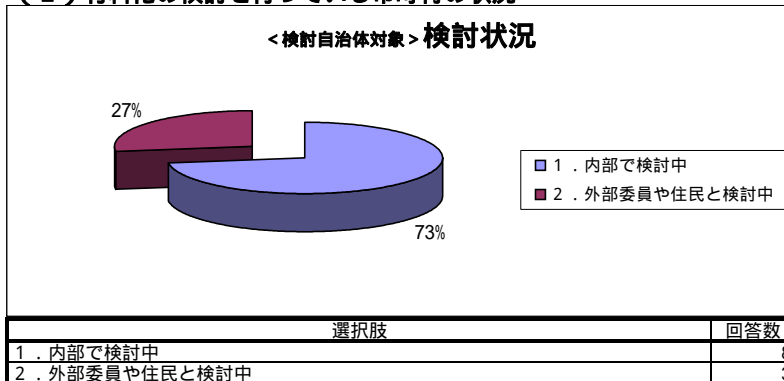


今回の調査では、「ごみ処理の有料化」とは「従量制」によるものと定義している。この定義に基づくと県内では、16%（14市町村）で有料化を実施していることがわかる。定額制を実施しているところはなく、指定袋制で処理手数料を徴収していない市町村が全体の56%（51市町村）となっている。一方、袋指定しておらず、処理手数料も徴収していない市町村も28%（25市町村）ある。



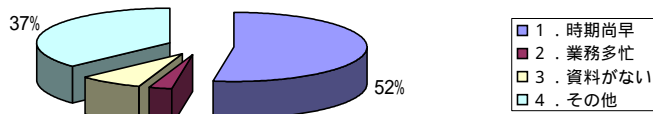
有料化を実施していない市町村に対し、有料化実施計画の有無について問い合わせたところ、全ての市町村で実施計画はなく、具体的に検討している市町村は14%（11市町村）、検討の希望がある市町村は50%（38市町村）となっており、これら2つを合わせると64%の市町村が有料化に関心を持っていると言える。これに対し、36%（27市町村）の市町村では、有料化の検討や導入の考えがない。

(2) 有料化の検討を行っている市町村の状況



有料化を検討している市町村のうち、73%（8市町村）が内部での検討を行っている段階であり、残る27%（3市町村）が外部委員や住民を交えて検討を実施している。

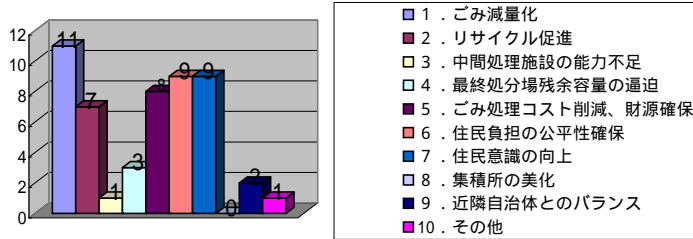
< 検討希望自治体対象 > 検討に至らない理由



有料化実施の検討を希望している市町村のうち、検討に至っていない理由を問い合わせたところ、52%（20市町村）で時期尚早と考えており、業務多忙や資料がないとの理由を挙げたところは、ごく少数となった。また、検討に至っていないその他の理由は、市町村合併を控えていることや一部事務組合やその構成市町村との調整が問題となっていることなどが挙げられている。

選択肢	回答数	その他の回答内容
1. 時期尚早	20	今後検討する予定になっている(4)
2. 業務多忙	1	一部事務組合、構成市町村との足まみが揃わない(3)
3. 資料がない	3	合併を控えているため(2)
4. その他	14	議会・市民とも導入に否定的であるため 廃棄物処理基本計画に位置づけられていないため 有料化後の住民への還元方法が確立されていないため 他のごみ減量施策を実施しているため

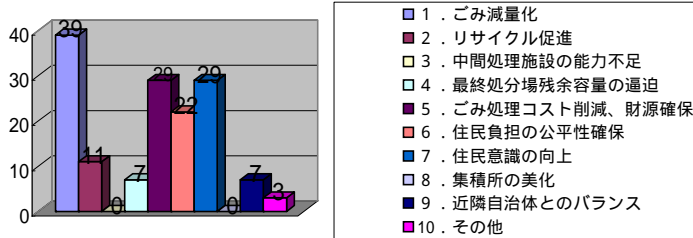
< 検討自治体対象 > 導入検討の理由



有料化を検討している市町村にその理由を問い合わせたところ、全ての市町村でごみの減量化を挙げており、続いて住民負担の公平性確保、住民意識の向上、コスト削減・財源確保、リサイクルの推進となっている。埼玉県は、他の都道府県に最終処分を委託している量が全国1位であるにも関わらず、最終処分場の逼迫を理由に挙げている市町村は3市町村に留まっている。

選択肢	回答数	その他の回答内容
1. ごみ減量化	11	(合併先自治体がすでに有料化を実施しているので)合併先自治体とのバランスを考慮すること、ごみ処理費用の削減
2. リサイクル促進	7	
3. 中間処理施設の能力不足	1	
4. 最終処分場残余容量の逼迫	3	
5. ごみ処理コスト削減、財源確保	8	
6. 住民負担の公平性確保	9	
7. 住民意識の向上	9	
8. 集積所の美化	0	
9. 近隣自治体とのバランス	2	
10. その他	1	

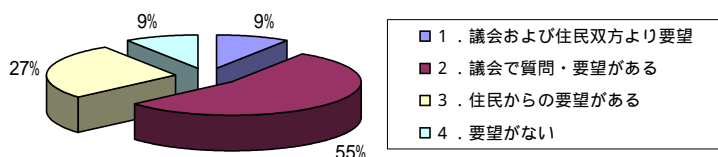
< 検討自治体対象 > 導入検討の理由(ポイント数)



導入の検討理由をポイント数に換算したところ、換算前にはリサイクル促進と他の上位項目について差があまりなかったが、換算後には他の上位項目と大きな差が生じている。このことは、リサイクルの促進については検討の理由の大きな要因となっていないことを示している。

選択肢	ポイント	ポイント数
1. ごみ減量化	39	複数選択可能な質問のうち、上位1位から5位まで回答していただくものがあり、それぞれの順位に5ポイントから1ポイントを設定して集計しています。
2. リサイクル促進	11	1位：5ポイント
3. 中間処理施設の能力不足	0	2位：4ポイント
4. 最終処分場残余容量の逼迫	7	3位：3ポイント
5. ごみ処理コスト削減、財源確保	29	4位：2ポイント
6. 住民負担の公平性確保	22	5位：1ポイント
7. 住民意識の向上	29	
8. 集積所の美化	0	
9. 近隣自治体とのバランス	7	
10. その他	1	

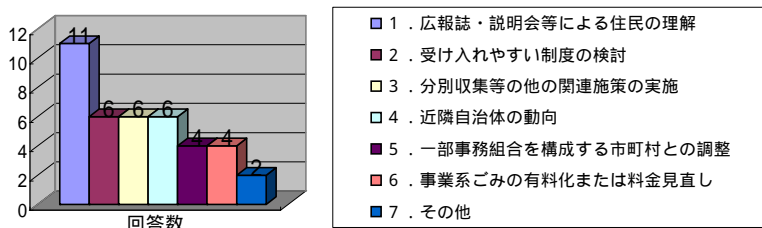
< 検討自治体対象 > 要望等の状況



検討を実施している市町村に対し、要望等の状況を問い合わせたところ、91%（10市町村）で議会や住民などから要望があると回答している。このため、検討中のほとんどの市町村が要望が出たことを受けて、検討していると言える。

選択肢	回答数
1. 議会および住民双方より要望	1
2. 議会で質問・要望がある	6
3. 住民からの要望がある	3
4. 要望がない	1

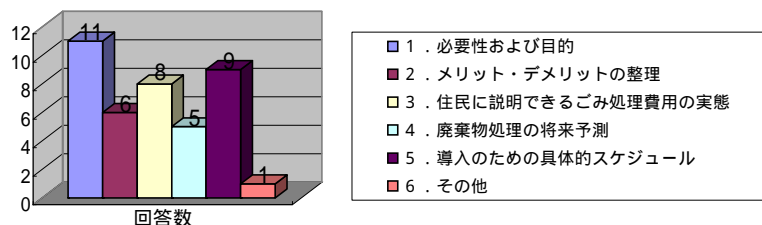
< 検討自治体対象 > 導入のための留意点



有料化を検討している市町村に対し、導入のための留意点を問い合わせたところ、全ての市町村で広報誌や説明会等による住民の理解を挙げている。

選択肢	回答数	その他の回答内容
1. 広報誌・説明会等による住民の理解	11	マイバッグやリサイクル奨励金などのタイアップ事業
2. 受け入れやすい制度の検討	6	ごみ処理経費と財政状況の整合性と必要性の明確化
3. 分別収集等の他の関連施策の実施	6	
4. 近隣自治体の動向	6	
5. 一部事務組合を構成する市町村との調整	4	
6. 事業系ごみの有料化または料金見直し	4	
7. その他	2	

< 検討自治体対象 > 検討の参考となる項目



有料化を検討している市町村に対し、検討の参考となる項目を問い合わせたところ、全ての市町村で有料化導入の必要性や目的を挙げている。また、導入のための具体的スケジュールや住民説明のためのごみ処理費用の実態についての検討がなされていると参考になるとしている。

選択肢	回答数	その他の回答内容
1. 必要性および目的	11	戸別収集
2. メリット・デメリットの整理	6	
3. 住民に説明できるごみ処理費用の実態	8	
4. 廃棄物処理の将来予測	5	
5. 導入のための具体的スケジュール	9	
6. その他	1	

(3) 有料化の検討を行っていない市町村の状況

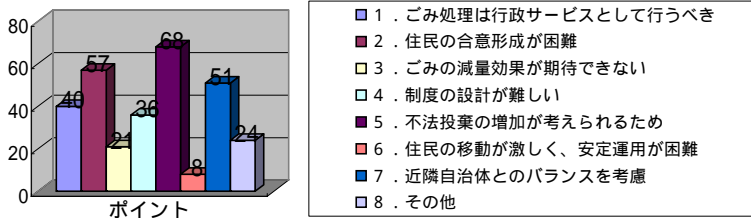
<未検討自治体対象> 検討・導入しない理由



ごみの有料化について検討していない・導入の考えのない市町村に検討・導入しない理由について問い合わせたところ、「不法投棄の増加が考えられるため」「住民の合意形成が困難」「近隣自治体とのバランス」「制度設計が難しい」などを回答した市町村が多かった。

選択肢	回答数	その他の回答内容
1. ごみ処理は行政サービスとして行うべき	16	10 広域処理の関係で単独で意志決定できないため(4)
2. 住民の合意形成が困難	18	16 有料化以外の減量化施策を行い、減量化されなければ検討
3. ごみの減量効果が期待できない	7	7 集積所へのルール違反が増えることが考えられるため
4. 制度の設計が難しい	12	12 調査中であり、検討段階に至っていないため
5. 不法投棄の増加が考えられるため	18	18 合併を控えているため
6. 住民の移動が激しく、安定運用が困難	8	
7. 近隣自治体とのバランスを考慮	14	
8. その他	8	

<未検討自治体対象> 検討・導入しない理由(ポイント数)

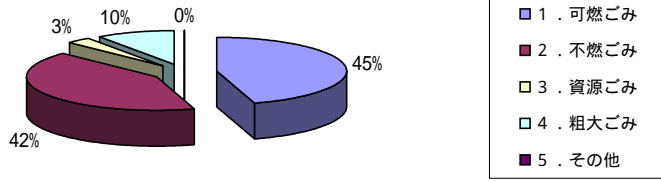


検討・導入しない理由についてポイント数に換算したところ、換算の前後での変化が見られない。

選択肢	ポイント	ポイント数
1. ごみ処理は行政サービスとして行うべき	40	複数選択可能な質問のうち、上位1位から5位まで回答していただくものがあり、それぞれの順位に5ポイントから1ポイントを設定して集計しています。
2. 住民の合意形成が困難	57	1位: 5ポイント
3. ごみの減量効果が期待できない	21	2位: 4ポイント
4. 制度の設計が難しい	36	3位: 3ポイント
5. 不法投棄の増加が考えられるため	68	4位: 2ポイント
6. 住民の移動が激しく、安定運用が困難	8	5位: 1ポイント
7. 近隣自治体とのバランスを考慮	51	
8. その他	24	

(4) 有料化を実施している市町村の状況

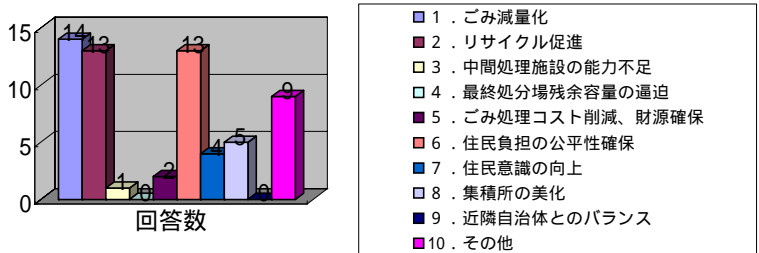
<実施自治体対象> 有料化の対象



有料化を実施している市町村を対象に有料化の対象について問い合わせたところ、有料化を実施している全ての市町村で可燃ごみを有料化の対象としている。また、不燃ごみについても、1つの市町村を除く13市町村で有料化の対象としている。一方、資源ごみを有料化の対象としているのは、1市町村のみであった。

選択肢	回答数
1. 可燃ごみ	14
2. 不燃ごみ	13
3. 資源ごみ	1
4. 粗大ごみ	3
5. その他	0

<県内実施自治体対象> 導入理由

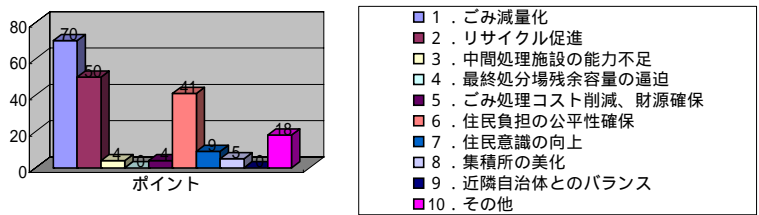


有料化導入の理由について問い合わせたところ、全ての市町村で「ごみの減量化」を挙げている。また、「リサイクル促進」「住民負担の公平性確保」がそれぞれ13市町村から導入理由として挙げられている。現在有料化を検討している市町村においては、「ごみ処理コストの削減・財源確保」が検討理由として挙げられていたが、既に有料化を導入している市町村の導入理由には、ほとんど挙げられていない点が非常に特徴的となっている。

選択肢	回答数
1. ごみ減量化	14
2. リサイクル促進	13
3. 中間処理施設の能力不足	1
4. 最終処分場残余容量の逼迫	0
5. ごみ処理コスト削減、財源確保	2
6. 住民負担の公平性確保	13
7. 住民意識の向上	4
8. 集積所の美化	5
9. 近隣自治体とのバランス	0
10. その他	9

その他の回答内容
 現行ごみ処理手数料(定額制)の見直し(9)

<県内実施自治体対象> 導入理由(ポイント数)

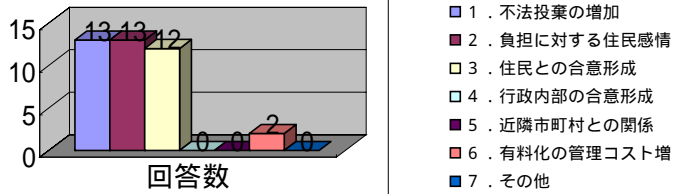


検討・導入しない理由についてポイント数に換算したところ、換算の前後での変化が見られない。

選択肢	ポイント
1. ごみ減量化	70
2. リサイクル促進	50
3. 中間処理施設の能力不足	4
4. 最終処分場残余容量の逼迫	0
5. ごみ処理コスト削減、財源確保	4
6. 住民負担の公平性確保	41
7. 住民意識の向上	9
8. 集積所の美化	5
9. 近隣自治体とのバランス	0
10. その他	18

ポイント数
 複数選択可能な質問のうち、上位1位から5位まで回答していただくものがあり、それぞれの順位に5ポイントから1ポイントを設定して集計しています。
 1位：5ポイント
 2位：4ポイント
 3位：3ポイント
 4位：2ポイント
 5位：1ポイント

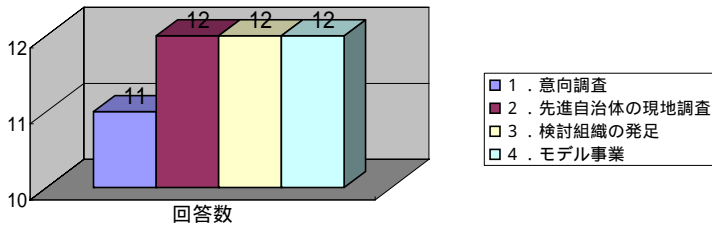
<実施自治体対象> 想定した課題



導入前に想定した課題として、「不法投棄の増加」「負担に関する住民感情」「住民との合意形成」が挙げられている。

選択肢	回答数
1. 不法投棄の増加	13
2. 負担に対する住民感情	13
3. 住民との合意形成	12
4. 行政内部の合意形成	0
5. 近隣市町村との関係	0
6. 有料化の管理コスト増	2
7. その他	0

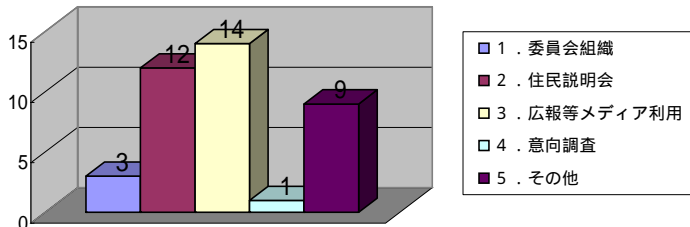
<実施自治体対象> 検討時の調査等



有料化導入を検討する際に実施した調査について問い合わせたところ、多くの市町村で「意向調査」「先進自治体の現地調査」「検討組織の発足」「モデル事業の実施」といった複数の点について、調査などを実施しており、導入に向けての準備をしっかりと行っていたことがうかがえる。

選択肢	回答数
1. 意向調査	11
2. 先進自治体の現地調査	12
3. 検討組織の発足	12
4. モデル事業	12

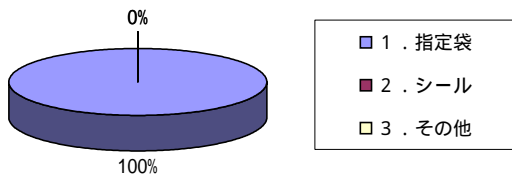
<実施自治体対象> 住民との合意形成手法



有料化を導入する際の住民との合意形成手法について問い合わせたところ、全ての市町村で広報などのメディアにより周知を図っていたほか、住民説明会を実施して合意形成していったことがわかった。

選択肢	回答数	その他の回答内容
1. 委員会組織	3	行政区回覧文書、集積所に広報文書掲出
2. 住民説明会	12	
3. 広報等メディア利用	14	
4. 意向調査	1	
5. その他	9	

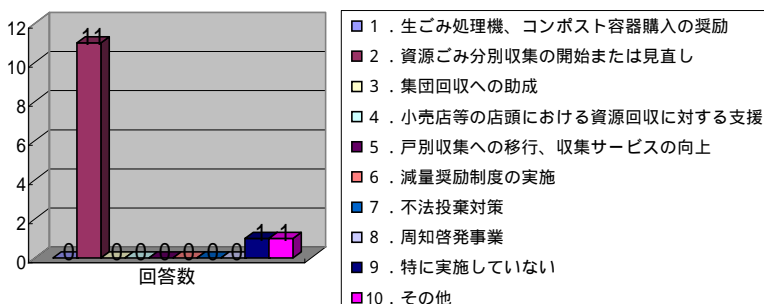
<実施自治体対象> 手数料徴収方法



手数料の徴収方法について問い合わせたところ、すべての市町村で指定袋による徴収を実施していることがわかった。

選択肢	回答数
1. 指定袋	14
2. シール	0
3. その他	0

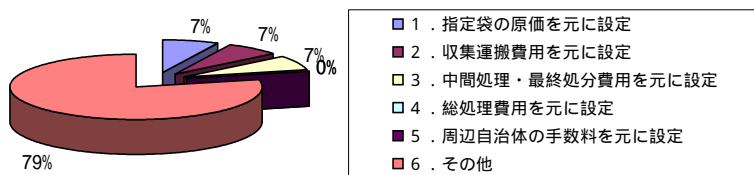
<検討自治体対象> 導入のための留意点



導入のための留意点について問い合わせたところ、「資源ごみ分別収集の開始または見直し」が挙げられており、先の質問で「資源ごみ」が有料化の対象となっていない市町村がほとんどであることから、リサイクルされる資源物については有料化の対象とせず、できるだけリサイクルできるものを資源ごみとして収集し、住民の費用負担を減らす施策を併せて実施していることがわかる。

選択肢	回答数	その他の回答内容
1. 生ごみ処理機、コンポスト容器購入の奨励	0	有料指定袋の導入に伴い、粗大ごみ及び有害ごみ（廃蛍光灯管、廃乾電池）の分別が開始された。また、地域ぐるみでごみ出しルールの徹底を進めるため、クリーン推進員制度が導入された。
2. 資源ごみ分別収集の開始または見直し	11	
3. 集団回収への助成	0	
4. 小売店等の店頭における資源回収に対する支援	0	
5. 戸別収集への移行、収集サービスの向上	0	
6. 減量奨励制度の実施	0	
7. 不法投棄対策	0	
8. 周知啓発事業	0	
9. 特に実施していない	1	
10. その他	1	

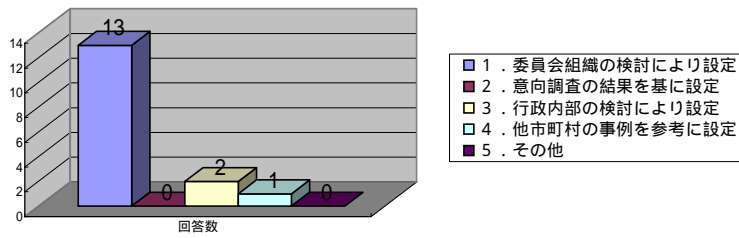
<実施自治体対象> 手数料設定の根拠



手数料設定の根拠について問い合わせたところ、その他の回答が多くなっていることから、様々な根拠を基に手数料を設定したことがうかがえる。

選択肢	回答数	その他の回答内容
1. 指定袋の原価を元に設定	1	ごみ処理費用からの算定と他自治体の事例を参考にして、現行の持込手数料との均衡を図り住民協力の得られる範囲での設定とした(9)
2. 収集運搬費用を元に設定	1	改正前の1ヶ月(500円)/世帯のごみ手数料から設定(ごみ手数料は収集運搬費用を基に設定)
3. 中間処理・最終処分費用を元に設定	1	
4. 総処理費用を元に設定	0	
5. 周辺自治体の手数料を元に設定	0	
6. その他	11	

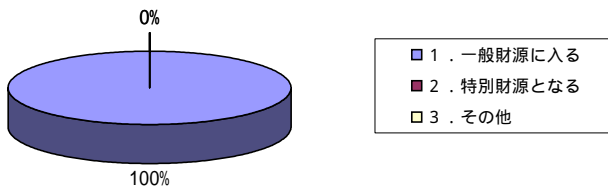
<実施自治体対象> 手数料設定の経緯



手数料設定について問い合わせたところ、「委員会組織の検討により設定している」市町村が多く、一方で「行政内部の検討により設定した」市町村もある。

選択肢	回答数
1. 委員会組織の検討により設定	13
2. 意向調査の結果を基に設定	0
3. 行政内部の検討により設定	2
4. 他市町村の事例を参考に設定	1
5. その他	0

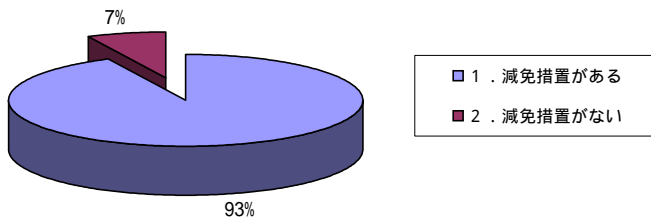
<実施自治体対象> 手数料の運用方法



手数料の運用方法について問い合わせたところ、全ての市町村で「一般財源に入る」となっており、特定財源としてごみ処理や不法投棄対策、リサイクル促進などに当てる市町村はなかった。

選択肢	回答数
1. 一般財源に入る	14
2. 特別財源となる	0
3. その他	0

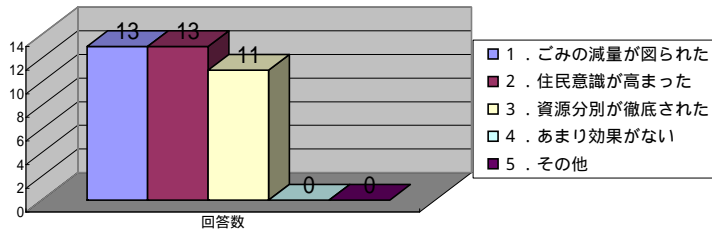
<実施自治体対象> 減免措置の有無



手数料の減免措置の有無について問い合わせたところ、ほとんどの市町村で減免措置があることがわかる。

選択肢	回答数
1. 減免措置がある	13
2. 減免措置がない	1

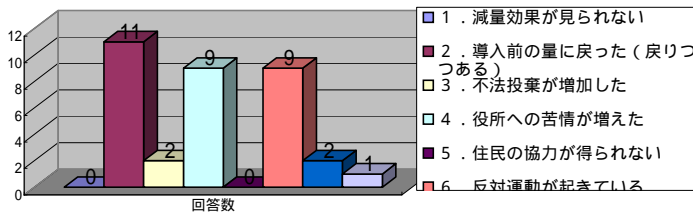
<県内実施自治体対象>導入の効果



導入の効果について問い合わせたところ、ほとんどの市町村で「ごみの減量が図られた」「住民意識が高まった」「資源分別が徹底された」としており、「あまり効果がない」と回答する市町村はないため、有料化の導入はごみの減量や住民意識の向上などに有効であることがわかる。

選択肢	回答数
1.ごみの減量が図られた	13
2.住民意識が高まった	13
3.資源分別が徹底された	11
4.あまり効果がない	0
5.その他	0

<実施自治体対象>発生した問題

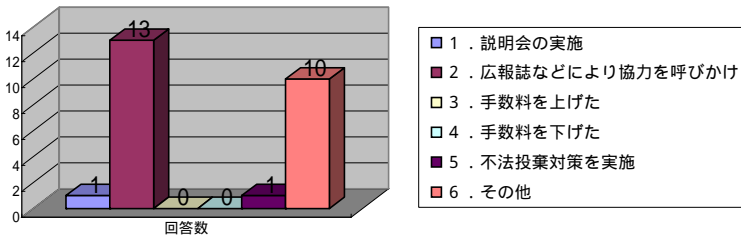


有料化の導入によって発生した問題について問い合わせたところ、「導入前の量にもどった(戻りつつある)」「役所への苦情が増えた」「反対運動が起きている」といった問題が多く、有料化の導入を検討していない・導入する考えのない市町村の多くが挙げていた「不法投棄の増加」については、実際にはあまり起こっていないことがわかった。

選択肢	回答数
1.減量効果が見られない	0
2.導入前の量に戻った(戻りつつある)	11
3.不法投棄が増加した	2
4.役所への苦情が増えた	9
5.住民の協力が得られない	0
6.反対運動が起きている	9
7.特に問題は生じていない	2
8.その他	1

その他の回答内容
一部の住民に理解を得られていない。

<実施自治体対象>問題への対策



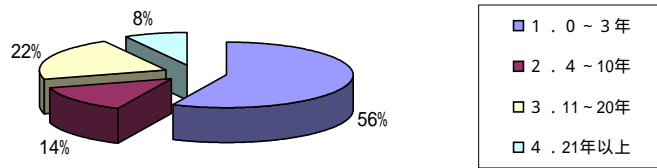
発生した問題への対策について問い合わせたところ、「広報誌などにより協力を呼びかけ」と「その他：資源ごみの収集回数を増やした」とする回答が多く、導入後に説明会を実施したり、手数料を変更することは行っていないことがわかった。

選択肢	回答数
1.説明会の実施	1
2.広報誌などにより協力を呼びかけ	13
3.手数料を上げた	0
4.手数料を下げた	0
5.不法投棄対策を実施	1
6.その他	10

その他の回答内容
1 資源ごみの収集回数を増やした(9)
立て看板の設置

(5) 共通質問(参考)

最終処分場の残余年数



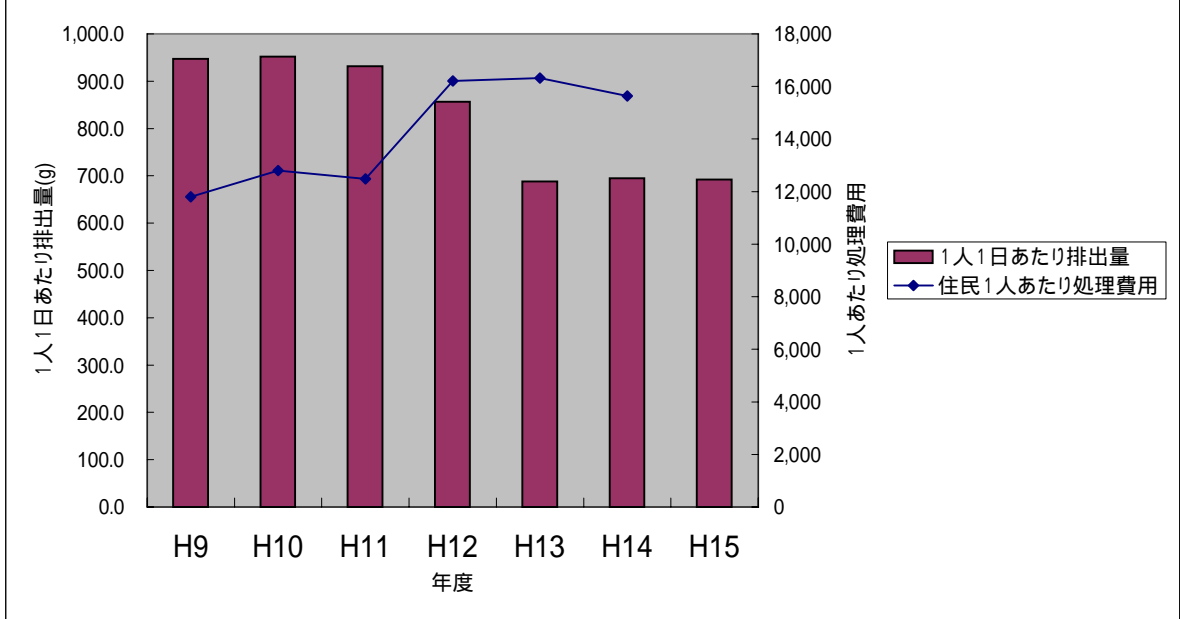
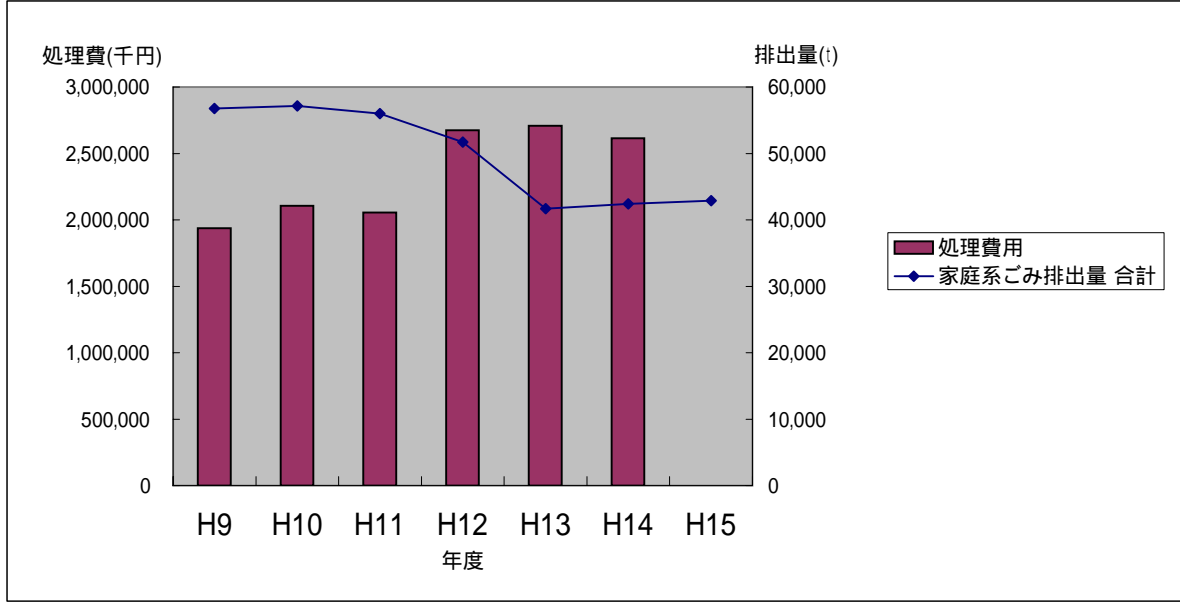
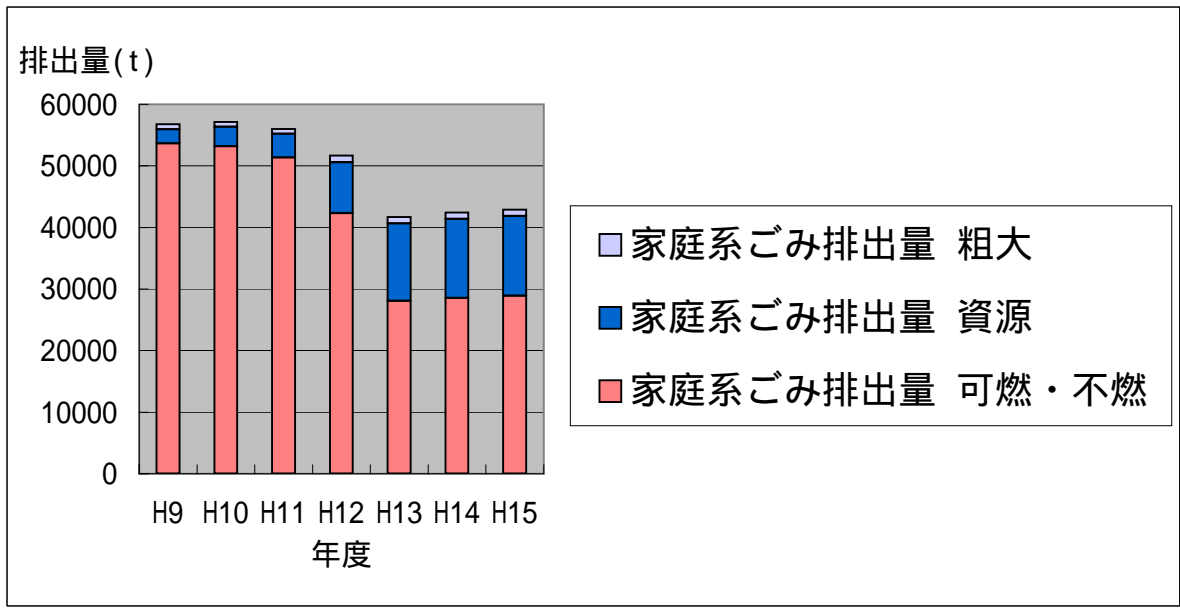
全市町村を対象に最終処分場の残余年数について問い合わせたところ、56% (50市町村) もの市町村で最終処分場の残余年数が0～3年程度しかないことがわかり、最終処分を県外に依存していることがうかがえ、ごみの減量化が急務となっている。

選択肢	回答数
1. 0～3年	50
2. 4～10年	12
3. 11～20年	19
4. 21年以上	7

2. ごみ処理有料化実施自治体の事例報告

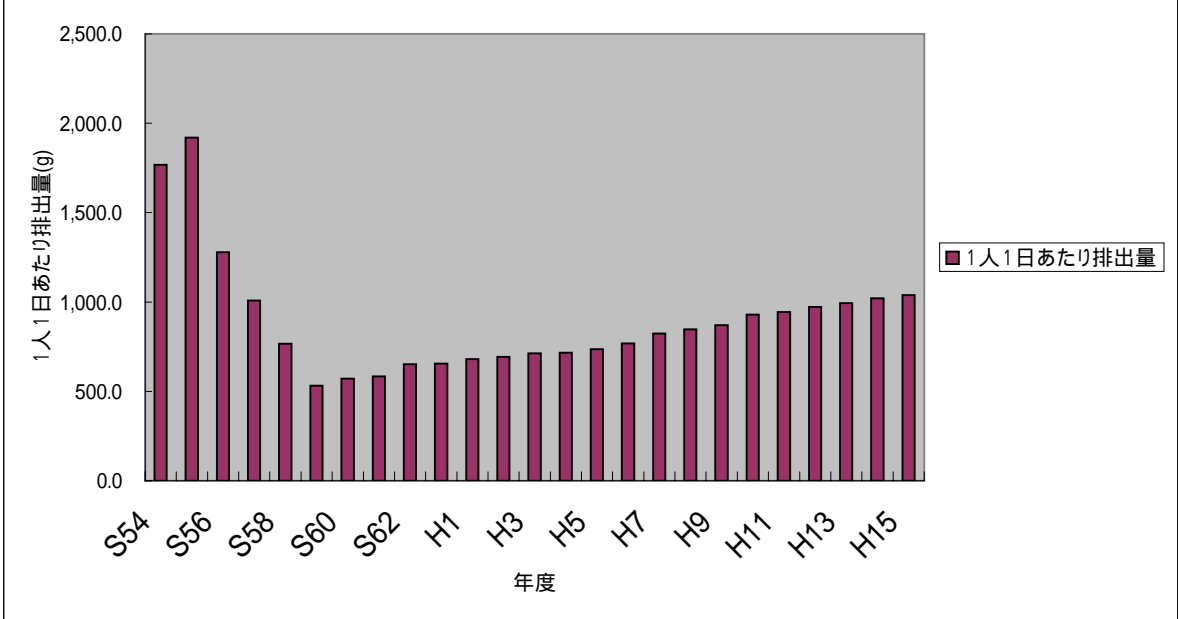
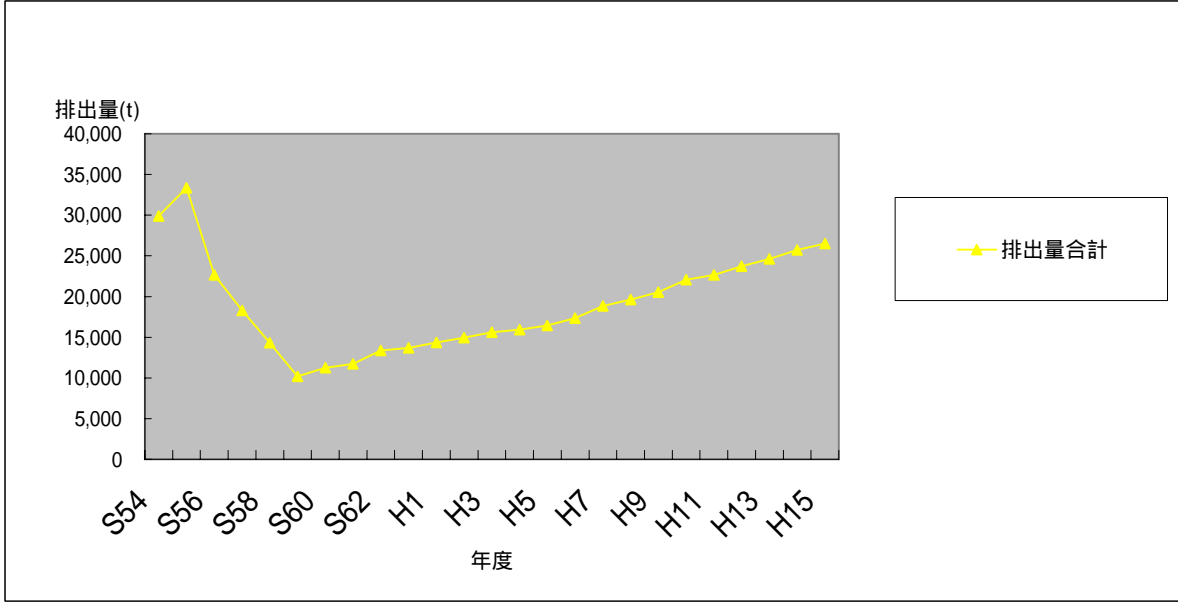
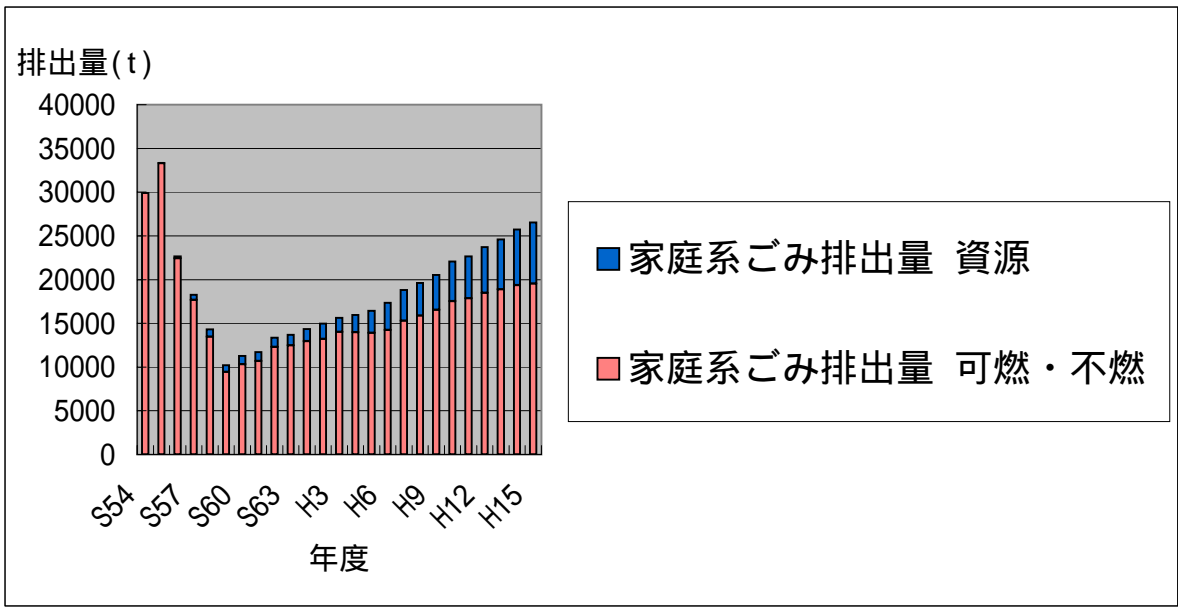
(1) 東京都日野市

自治体名	東京都日野市	担当課所名	環境共生部ごみゼロ推進課
人口	約17万人	世帯数	約7万3千世帯
有料化方式	単純従量制	対象廃棄物	可燃、不燃、粗大
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成8年10月から粗大ごみを有料化した。 ・平成12年10月から可燃ごみ、不燃ごみを有料化した。 ・有料化に伴いステーション回収から戸別収集へ移行した。 ・5㍓(ミニ)～40㍓(大袋)の4種類の指定袋で収集。 		
導入理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ量が多くリサイクルが進まない。(平成9年度はリサイクルが多摩地域で最悪) ・多摩地域の最終処分場への配分搬入量が超過した。搬入停止、追徴金の発生への危惧 ・平成11年度に環境基本計画を109名の市民と協働で策定した。 		
想定課題	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト負担に対する住民感情 ・住民との合意形成 		
導入前調査	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査(東京都自治調査会資料を活用) ・先進自治体の調査(青梅市、小田原市、旧与野市、野田市) ・製袋業者の視察 		
合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年5月から説明会を開催(約600回、参加人数3万人。首長も参加し、庁内体制として約150名を組織した) ・同時期からごみ情報誌も発行した。 		
関連施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ分別収集の開始 ・ステーション回収から戸別収集へ移行 ・不法投棄対策の実施(1班2名を4班編制) ・周知啓発事業(ごみ情報誌の発行、説明会の実施) 		
手数料設定	<ul style="list-style-type: none"> ・総処理費用の3割程度を手数料として徴収(1世帯月額500円程度を目安) ・他市町村の事例を参考とし、行政内部の検討により決定 ・資源物は無料、また低所得層については指定袋を一定枚数無料で配布している。 ・徴収した手数料は一般財源に入る。 ・指定袋は、容量別に5㍓(420mm×180mm)、10㍓(500mm×280mm)、20㍓(600mm×330mm)、40㍓(750mm×450mm)の4種類があり、それぞれ10円/枚、20円/枚、40円/枚、80円/枚となっている。 		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・有料化対策実施の前年と1年後を比較するとごみ収集量(可燃と不燃ごみを合わせた量)が約45%減量した。 		
課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者に対するフォローの必要性が生じた。 ・ごみの排出量が微増している。 		



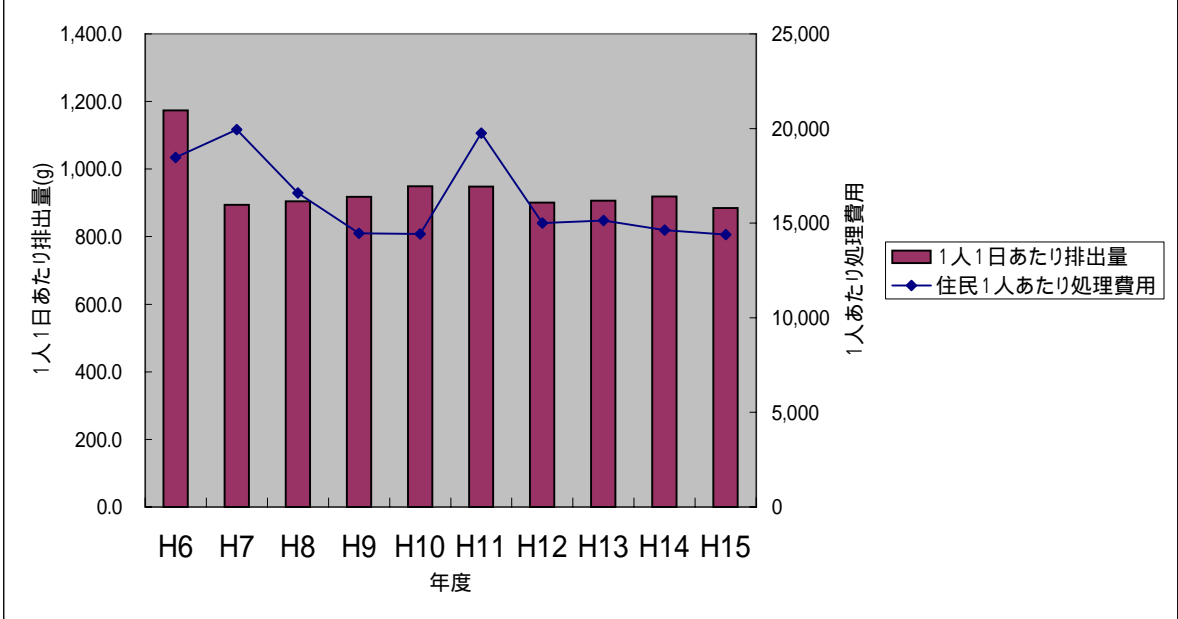
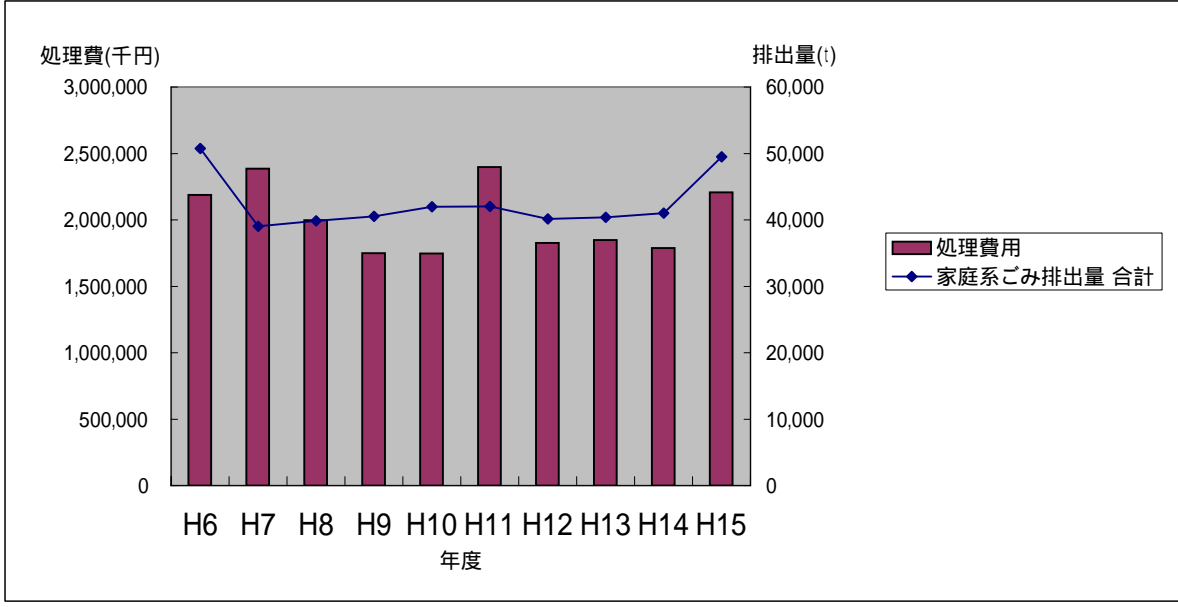
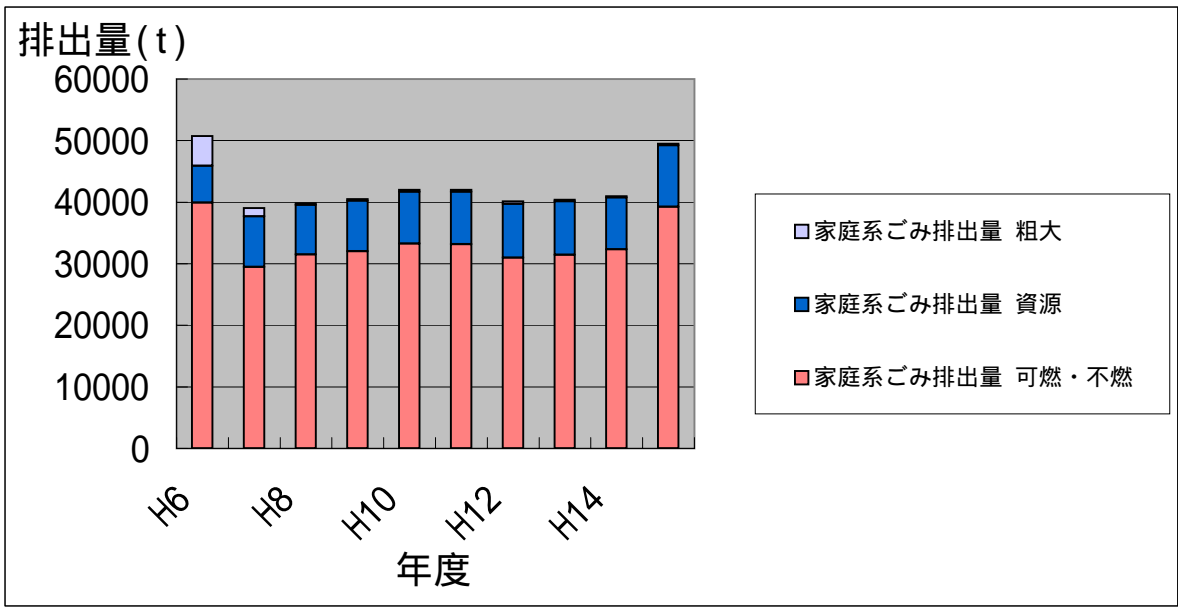
(2) 滋賀県守山市

自治体名	滋賀県守山市	担当課所名	ごみ対策課
人口	約7万人	世帯数	約2万3千世帯
有料化方式	二段階方式	対象廃棄物	可燃、不燃、粗大、その他プラスチック
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年度より可燃・不燃・粗大ごみの有料化を実施し、さらに平成13年度よりその他プラスチックの有料化を実施している。 ・自治会を通じて可燃ごみについては年110枚まで1枚10円で販売し、110枚を超えた分は市の施設で1枚150円で販売しており、排出時には袋に氏名を記入してもらっている。 ・自治会を通じて不燃ごみ、その他プラスチックについては年56枚まで無料配布し、56枚を超えた分は市の施設で1枚150円で販売している。 ・袋はペットボトルを原料としているため、割高である。 		
導入理由	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな焼却炉を建設する際、建設地住民の要望としてごみの減量化対策の一環として導入。 ・ごみ問題に対する住民意識の向上のため。 		
想定課題	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の増加 ・コスト負担に対する住民感情 ・住民との合意形成 		
導入前調査	当時の状況がわかる資料がなく、不明		
合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ月にわたり、住民説明会を実施。 		
関連施策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系一般廃棄物の有料化を実施 ・資源ごみの分別回収、集団回収の推進 ・廃食油および蛍光管回収制度の整備 ・自治会との共同により集積所の立ち会い指導を実施 		
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・行政内部で検討し、指定袋の原価を基に設定。 ・手数料収入は一般財源に入る。 ・災害廃棄物、火災した住宅の除去により発生した廃棄物、生活保護世帯が排出する廃棄物、その他市長が必要と認める場合に対しては、手数料の減免措置がある。 ・手数料収入と人件費を除いた必要経費はほぼ同額となっている。 ・指定袋は、焼却(大)700mm×500mm、焼却(小)600mm×450mm、トレイ類950mm×700mmの3種類で焼却ごみ用の袋は年間110枚まで10円/枚、追加分は150円/枚。 ・粗大ごみ等の破碎ごみには指定の札があり、年間56枚まで無料で追加分は150円/枚 		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化が図られた。 		
課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・袋が無くなった頃に購入券を紛失した等の問い合わせが多い。 ・制度導入から20年以上経過していることから、減量効果が薄れてきており、分別の徹底(3種14分別)を行っているが、併せて単純従量方式への変更を検討している。 ・減免措置対象者の把握が困難。 ・世帯人数による負荷を考慮していないため、世帯人数による配布枚数割りを検討しているが、事務量が増えることもあって導入が困難となっている。 		



(3) 千葉県野田市

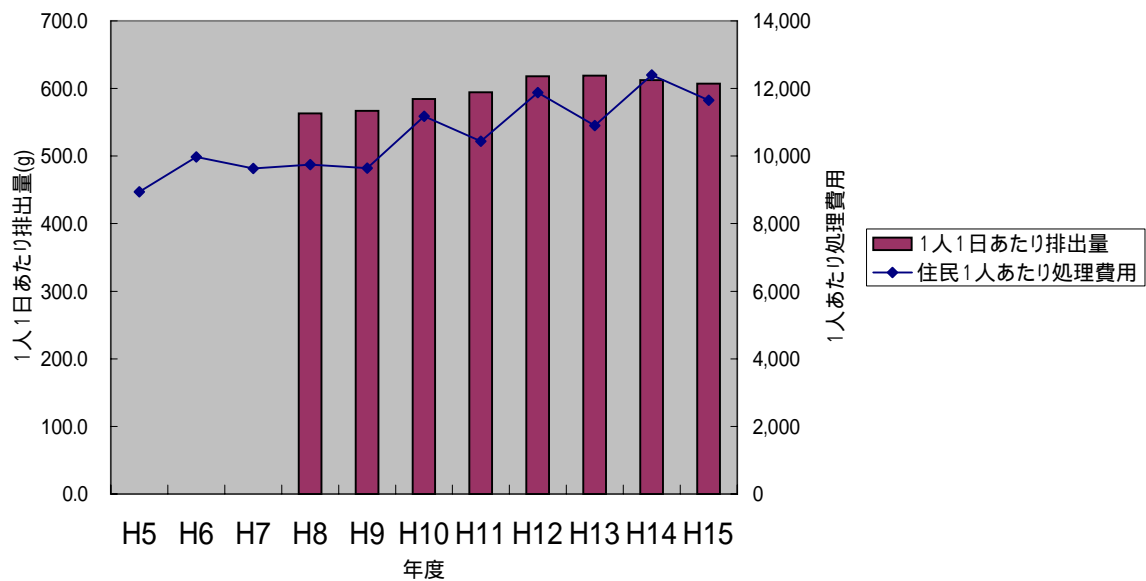
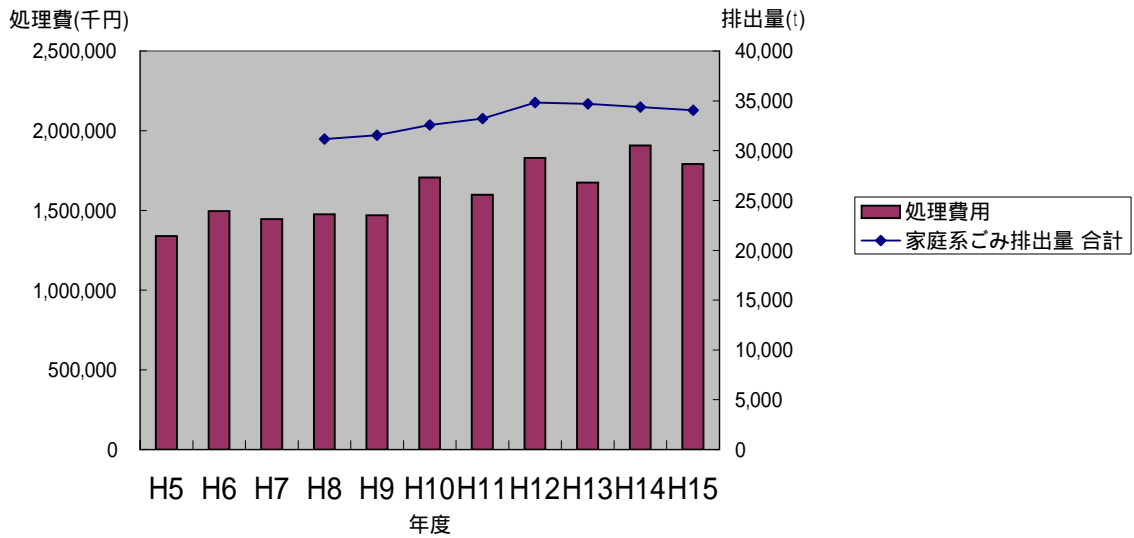
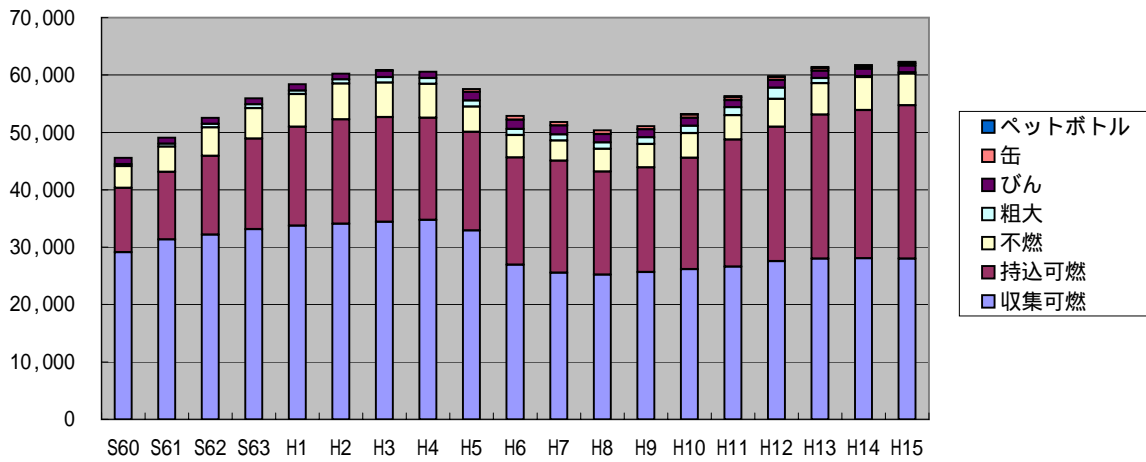
自治体名	千葉県野田市	担当課所名	環境部清掃計画課
人口	約15万3千人	世帯数	約5万5千世帯
有料化方式	超過量方式	対象廃棄物	可燃、不燃、粗大
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年4月より可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの有料化を開始 指定袋を130枚無料配布し(単身は20^{リットル}袋、2~4人家族は30^{リットル}袋、5人以上は40^{リットル}袋) これを超えた場合は有料。 		
導入理由	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化・資源化の徹底 最終処分場の確保難 焼却処理施設を含めた中間処理施設の能力不足 ごみ処理コストの削減と財源確保 住民負担の公平 		
想定課題	<ul style="list-style-type: none"> コスト負担による住民感情 住民の合意形成 不法投棄の増大 		
導入前調査	<ul style="list-style-type: none"> 意向調査、先進自治体の現地調査を実施。 野田市廃棄物減量等推進審議会へ 分別種別 有料化 リサイクルの推進 廃棄物減量等推進員 清掃事業に係る住民啓発を諮問。 		
合意形成	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年11月~7年3月までの5ヶ月間に約400回の説明会を開催。 説明会は事前申し込み。土・日を含め1日平均4回程度開催し、部内職員30名で対応。 周知対策としては、広報誌に掲載(平成6年5月からシリーズとして10回程度を掲載) チラシを作成し新聞折り込みを利用し配布 駅構内に掲示 バスの中吊りを利用 		
関連施策	<ul style="list-style-type: none"> 資源回収品目の追加(ペットボトル、飲料用紙パック) 減量協力店制度の導入 リサイクル展示場の設置 空き缶、空きビン回収用ポストの設置 企業向けリサイクルシステム(機密文書リサイクルルート)の構築 廃棄物減量等推進員制度の導入 堆肥化装置の普及拡大(助成制度の再開) 選定枝、落ち葉、刈草を対象とした堆肥センターの建設 		
手数料設定	<ul style="list-style-type: none"> 総処理費用の50%を目安とし、審議会などの委員会組織の検討により設定。 資源物は無料、また低所得層については減免措置を実施 徴収した手数料は基金に繰り入れ、減量努力報奨品代、堆肥化対策費等に充当。 指定袋は、容量別に20^{リットル}(350mm×350mm×17mm)、30^{リットル}(460mm×400mm×17mm)、40^{リットル}(465mm×450mm×20mm)の3種類があり、それぞれ85円/枚、125円/枚、170円/枚となっている。 		
効果	<ul style="list-style-type: none"> 有料化対策実施1年後にごみ収集量(可燃と不燃ごみを合わせた量)が約26%減量した。 		
課題と対策	現時点で課題はない。		



(4) 岐阜県大垣市

自治体名	岐阜県大垣市	担当課所名	資源対策課
人口	約15万4千人	世帯数	約5万6千世帯
有料化方式	超過量方式	対象廃棄物	可燃、不燃、粗大
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度より資源ごみの分別収集を開始した。 ・平成6年度に可燃ごみの有料化を導入。 ・家庭ごみ有料化の前に透明・半透明の指定袋制を導入した際に、「プライバシー権の侵害になる」との反発が強かったという経緯もあり、シール制を導入。 ・自治会を通じ、世帯人数に応じて無料シール(80~140枚)を配付。自治会未加入者は、自宅にシール引換証を郵送。(未加入者の把握は困難。) ・超過分は、市内のスーパー、コンビニ、農協などで1枚150円で販売。 ・町内清掃用、福祉用、乳児用の無料追加交付を実施。 ・未使用シールは1枚10円の奨励金を交付。 		
導入理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ問題市民懇話会」という市民参画による政策提案の中に有料化が含まれていた。 ・ごみ問題に対する住民意識の向上のため。 		
想定課題	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の増加 ・コスト負担に対する住民感情、金額の算出根拠 ・住民との合意形成 		
導入前調査	当時の状況がわかる資料がなく、不明		
合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ月にわたり、住民説明会を実施。 		
関連施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの分別回収、集団回収の推進 ・生ゴミ処理機、コンポスト容器購入の奨励 ・減量奨励制度の実施 		
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・行政内部で検討し、指定袋の原価、収集運搬の費用、事業系一般廃棄物の処理手数料などを勘案し設定。 ・手数料収入は一般財源に入る。 ・天災その他の災害を受けた者、生活保護世帯が排出する廃棄物、その他市長が必要と認める場合に対しては、手数料の減免措置がある。 ・手数料収入と人件費を除いた必要経費は、13,500千円の黒字となっている。 		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化が図られた。 ・ごみ問題に対する住民の意識が高まった。 		
課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・シールの不正使用(他人のシールをはがして自分の袋に貼ってしまう) ・結果として配付枚数が多かったため、ごみの減量化効果が薄れてきている。 ・家庭系よりも事業系一般廃棄物の増加量が著しい。(設定単価が民間の処理価格に比べ安価) 		

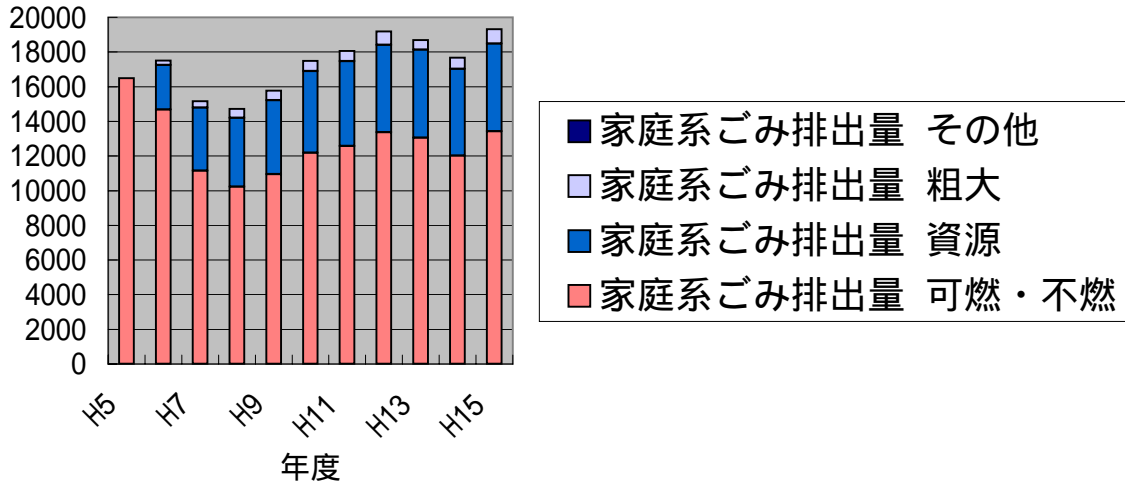
ごみ収集・処理量の推移



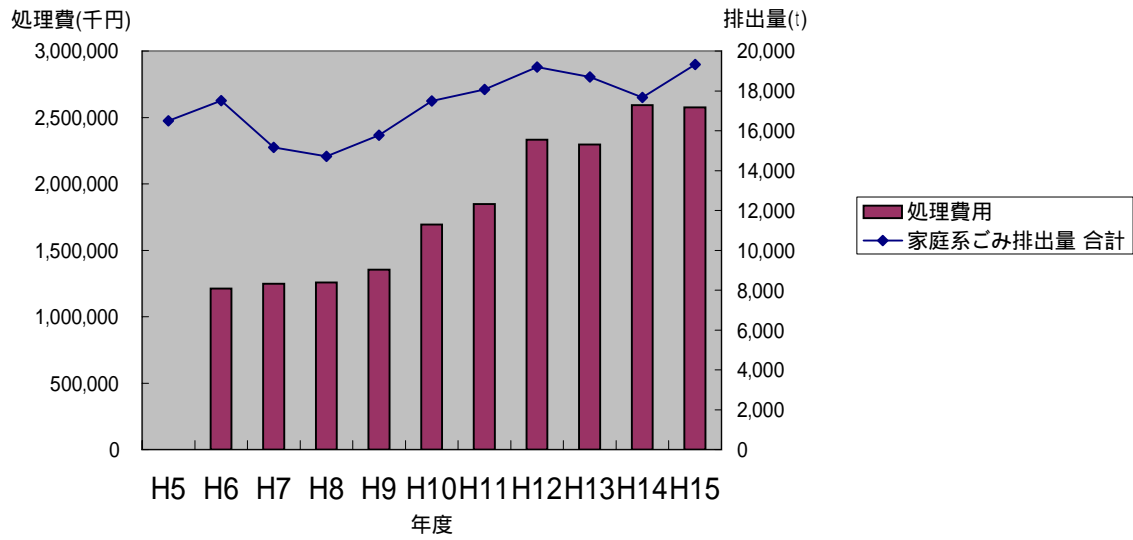
(5) 静岡県御殿場市

自治体名	静岡県御殿場市	担当課所名	環境課
人口	約8万7千人	世帯数	約3万2千世帯
有料化方式	超過量方式	対象廃棄物	可燃、不燃、粗大
制度概要	<p>・平成6年度より粗大ごみの有料化を実施し、さらに平成7年度より可燃・不燃ごみの有料化を実施したが、平成14年度よりごみ袋を年140枚まで無料としている。</p> <p>・年140枚の無料ごみ袋は、自治会を通じて渡される引換券で手に入れることができるが、引換券がない場合、大きさに応じて1枚につき100～150円で購入しなければならない。</p>		
導入理由	<p>・ごみの減量化、リサイクルの促進、住民負担の公平性を図るため、住民意識の向上のためなどの理由が挙げられるが、市長によるごみ減量、環境推進といった面からのトップダウンによるものである。</p>		
想定課題	<p>・コスト負担に対する住民感情</p> <p>・住民との合意形成</p> <p>・近隣市町村との関係</p> <p>御殿場市は隣町の小山町と一部事務組合を構成してごみ処理を行っているが、小山町では有料化していない。</p>		
導入前調査	<p>・先進自治体（岐阜県高山市）の現地調査を実施</p> <p>・市民団体代表者、事業者、学識経験者からなる検討組織の発足</p> <p>・モデル事業を実施して、世帯人数によるごみ排出量の実態を把握した</p>		
合意形成	<p>・5ヶ月にわたり、約150回の住民説明会（参加人数約1万9千名）を実施。</p> <p>・6ヶ月に3回、ごみの有料化制度について広報誌に掲載</p> <p>・導入から2年に1度、計3回にわたり袋の使用枚数に関する調査を実施</p>		
関連施策	<p>・資源ごみ分別回収の実施</p> <p>・スーパーなどの店頭における資源回収に対して、事業者の取組を支援</p> <p>・減量奨励制度の実施</p> <p>・生ごみ処理機購入に対する補助</p> <p>・事業系ごみの搬入内容調査</p>		
手数料	<p>・委員会組織での検討および他市町村の事例を参考としたほか、指定袋の原価や総処理費用を考慮して設定。</p> <p>・手数料収入は一般財源に入るが、リサイクル関係の費用に使用している。</p> <p>・天災や火災などに被災した者、生活保護世帯、その他市長が必要と認める場合に対しては、手数料の減免措置がある。また、3才未満の子供をもつ世帯に対しては、申請により引換券5枚を渡している。なお、高齢者世帯については福祉分野で別予算を計上して対応している。</p> <p>・手数料収入は約1千万円であるが、指定袋作成費や配布費用など約6千万円の支出がある。</p> <p>・指定袋は、容量別に20ℓ（600mm×350mm）、30ℓ（725mm×350mm）、45ℓ（800mm×650mm）の3種類があり、年間140枚までは無料であるが、追加分は20ℓが70円/枚、30ℓが100円/枚、45ℓが150円/枚。</p>		
効果	<p>・ごみの減量化が図られた。</p> <p>・ごみ問題に対する住民の意識が高まった。</p>		
課題と対策	<p>・制度当初は減量効果がみられたが、導入前の排出量に戻りつつあり、広報誌などを通じて制度への協力を呼びかけている。</p> <p>・苦情が増えたため、引換券の配布枚数を増やした。</p>		

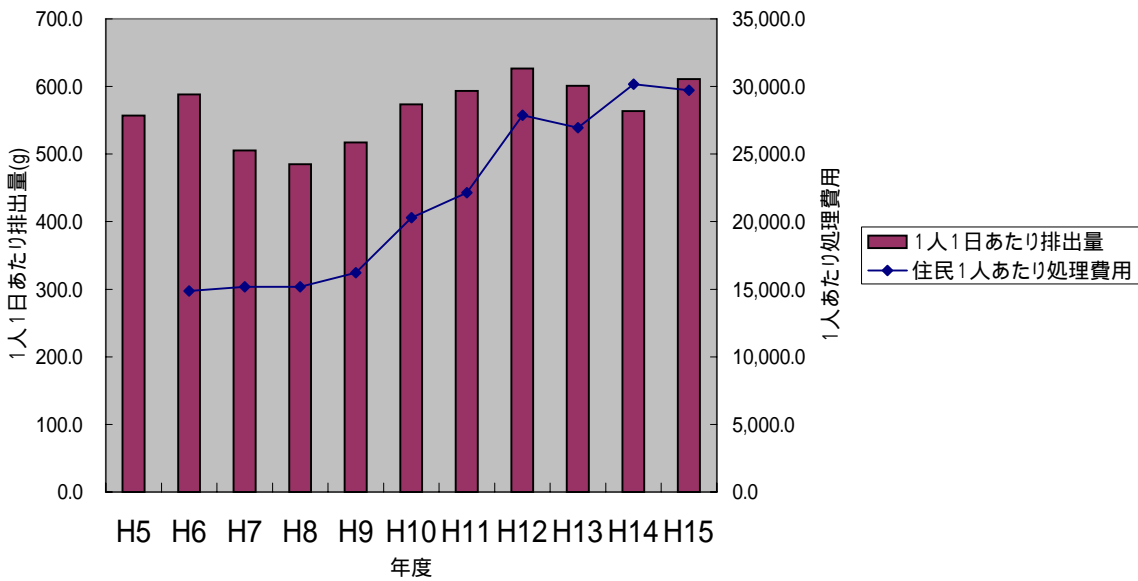
排出量(t)



処理費(千円)



1人1日あたり排出量(g)



3 条例等参考資料

滋賀県 守山市

『廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例』

http://www.city.moriyama.shiga.jp/reiki_int/reiki_honbun/ai40002541.html

岐阜県 大垣市

『大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』

http://www.city.ogaki.gifu.jp/reiki_int/reiki_honbun/ai30303671.html

東京都 日野市

『日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例』

http://www.city.hino.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/af90002941.html

千葉県 野田市

『野田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例』

http://www.city.noda.chiba.jp/reiki_int/reiki_honbun/ag00904661.html

静岡県 御殿場市

『御殿場市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例』

http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/hp/gyousei/reiki/reiki_honbun/ag31603051.html

4 ごみ有料化検討部会会員名簿・検討経緯について

(1)部会員名簿

	氏 名	所 属 (役 職)
部会員	森泉 薫	上尾市西貝塚環境センター管理課 主幹
	猪股敏裕	朝霞市清掃業務課 係長
	池田 晃	草加市廃棄物資源課 主査
	浅見 茂	蕨戸田衛生センター業務課 主任主査
	三沢健治	熊谷市環境対策課 主査
	吉田秀和	行田市環境課 主事
	島田裕介	富士見市環境課 主事
	富田豊彦	秩父広域市町村圏組合業務課 主査
	加藤 進	川島町生活環境課 主任
事務局	小川久男	埼玉県環境防災部資源循環推進課 主幹
	小川裕嗣	埼玉県環境防災部資源循環推進課 主査
	井ヶ田幸生	埼玉県環境防災部資源循環推進課 主任

部会長 副部会長

(2) 検討経緯

日時等	検討項目
第1回 平成16年 7月14日	<ul style="list-style-type: none">・現状認識、既存資料の確認・検討項目の整理
第2回 平成16年 9月 8日	<ul style="list-style-type: none">・実施手法の整理と検討・問題点の整理・アンケート項目の検討
第3回 平成16年10月 7日	<ul style="list-style-type: none">・専門講師との意見交換会 ((株)ダイナックス都市環境研究所 山本耕平)
平成16年10月18日～ 平成16年11月 9日	<ul style="list-style-type: none">・県外先進地視察(4班体制・5箇所)
第4回 平成16年11月26日	<ul style="list-style-type: none">・県外先進地視察結果について・県内アンケート調査結果について・報告書の作成方法について
第5回 平成17年 2月 2日	<ul style="list-style-type: none">・意見に対する修正内容について・報告書(案)について

5 参考文献目録

【書籍】

財団法人東京都市町村自治調査会編 『家庭ごみ有料化導入ガイド』 日報(2002)

社団法人全国都市清掃会議 『都市清掃NO.256』 (2003)

社団法人全国都市清掃会議 『都市清掃NO.257』 (2004)

特集 有料化にあたっての留意点 (株)杉山・栗原環境事務所 杉山涼子 栗原和夫

【報告書】

埼玉県清掃行政研究協議会 『平成10年度報告書』 (1999)

社団法人全国都市清掃会議 『ごみ処理の有料化に係る調査』 (2003)

千葉県 『ごみ減量化のための経済的手法活用方策検討調査』 (2003)

【その他】

第26回 全国都市清掃研究・事例発表会講演論文集 (社)全国都市清掃会議

【インターネットサイト】

財団法人東京都市町村自治調査会 『家庭ごみ有料化調査報告書』 (2000)

http://www.tama-100.or.jp/data/katei_gomi.pdf

環境省 『一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成13年度実績)』

http://www.env.go.jp/recycle/waste/ippan/ippan_h13.pdf